

アダム・スミスと政治哲学の革命

——「ユートピア的資本主義」論の現代的再構成——

上野大樹*

はじめに —— 「統治の技法」としてのスミス経済学

1. スコットランド啓蒙と二つの人文主義

修正主義的スミス解釈の諸類型

公民的人文主義と宮廷人文主義

2. 政治哲学の伝統のなかのアダム・スミス

政治を実現する経済

「必要と正義」の問題に対する『国富論』の応答

商業社会における全般的富裕化の構造

消極的正義論のボリス上の帰結

3. アダム・スミス、あるいは政治哲学の「革命家」

「市場経済」と「市場社会」

「政治的なもの」の消去

政治と社会の関係の再編 —— 正義概念の転換と市場経済を支える統治

4. 啓蒙のコスモポリタニズム —— 国際競争 vs 穏和な商業

資本投下の自然的順序と愛着の自然的順序

反重商主義の国際経済思想

国際競争 vs 穏和な商業、二つの国際経済ヴィジョン

おわりに —— 市民社会と権力

*うへのひろき 日本学術振興会特別研究員 PD/一橋大学

はじめに——「統治の技法」としてのスミス経済学

アダム・スミスの名には、これまであまりに多くのものが賭けられてきた。日本の戦後啓蒙は、後発資本主義国として外面的に「上からの近代化」をおしすすめてきた明治以降の日本がぬぐいがたく帯びてきた封建遺制のくびきから脱却し、真に近代的な社会を建設することを、その至上命題にかかげた。富国強兵にもとづく戦前のいびつな近代化政策のために、なお成熟にはほど遠かった市民社会は、国内と国外の両面において権力の絶えざる拡張をこととする集権的国家体制をまえに萎縮を余儀なくされた。それが丸山真男いうところの「無責任の体系」を生みだす。市民社会は、国家の専横に抵抗しこれを抑止するどころか、地域共同体に根強くのこる封建的な社会関係のために自立した近代的市民の確立を阻害し、かえって国家主義的な支配関係の伸長に手を貸してしまったというのである。戦後社会は、このような戦前日本にたいする反省のもとに、前近代的な権威主義的人間関係から自由な、批判精神をそなえた市民を育成しなければならない——およそ以上のような見通しのもと、戦後知識人の主流をなした市民社会派は、国家から自立した健全な「市民社会」の理論家の筆頭にアダム・スミスの名をかかげた¹⁾。

戦後啓蒙がスミスに寄せたこのような期待は、いまでは容易には想像のおよばないところだろう。「経済学の父」にたいする今日のもっとも通俗的なイメージは、国家統制をラディカルに批判し、市場経済のパフォーマティヴィティを主張して規制緩和と民営化を強力に推進する新自由主義の元祖としてのそれである。重商主義者の保護主義的経済政策を批判し、国際貿易の自由化を唱えた『国富論』は、経済を中心とした今日のグローバル競争を肯定する古典としてしばしば引きあいに出されるようにもなった²⁾。市民社会派の知識人たちは、少なくともその意図や政治的スタンスにおいてはみずからと対立するまた別の陣営に、スミスというシンボルを奪われようとは予想だにしていなかったに違いない。スミスの真の「実像」をとらえようとする学問的試みも、このようなメタ政治的コンテクストからまったく自由ではありえない。

このような反転をとげてきたスミス像は、現在いわば第三の変遷過程に入っているようにもみえる。経済社会ないし市民社会にたいする国家干渉を拒否する自由放任主義の主唱者としてのスミス像を、さまざまな角度から、またさまざまな程度において相対化しようとする試みが、思想史の領域を中心に興隆をきわめている。それらが多少とも共有するのがコンテクスト主義の方法論であり、共和主義研究を中心に導入されるようになったこの方法は、歴史的なスミス理解の刷新においてもめざましい成果をあげてきた。ところが今日、コンテクスト主義の諸研究が蓄積されるなかで、スミスのテキストが断片化されて多様性のうちに拡散し、彼の全体像が見失われるばかりか、そのテキストの重要な諸側面を位置づけるべき特定のコンテクストそのものが像を結ばないような事態が散見されるにいたっている。近年のコンテクスト主義的研

究は、正統派経済学がなお共有する自由主義的スミス像——民間部門への公権力の関与を排除し経済の自由放任を実現することこそスミスの議論の核心があるという理解——にたいして多かれ少なかれ批判的であるという一点において、たしかに一致をみる。けれども、それはあくまで反自由放任主義という否定的形態においてそうであるにすぎない。スミスの中心的言説を位置づけるべきコンテクストとして、自由主義の系譜に代わる特定のコンテクストを積極的に示し、かつそれについてのおおよそ一致をみることに成功しているとはいえない。それどころか、スミスの言説のコンテクスト化の可能性が少数の有力な候補に収斂していく傾向さえ見出せず、反対に収斂の見込みじたいが漸減しつつあるようにもみえる³⁾。また、たとえば共和主義のようにかつては完全に特定されたコンテクストと考えられていたものが複数の相異なるコンテクストへと分解され、諸言説が位置づけられるべき特定の普遍的なコンテクストとしての機能が達成されえないような状況も生まれている。かくして、コンテクスト主義の厳格化とそれにもとづく研究の蓄積が、皮肉なことにコンテクストじたいの発見を著しく困難にしているのである。

およそ以上のようなスミス理解の現状認識のもとに本稿が試みるのは、近年の研究の細分化傾向や全体的連関の喪失に抗して、あらためてスミスの「社会科学体系」の総体ないしその重要な諸側面を理解するための特定のコンテクストを描きなおす作業である⁴⁾。もちろんここでは、スミスの思想がそこに置かれるべき唯一の正しいコンテクストが存在するということを想定しているわけではない。ケンブリッジ学派がおおよそ共有する方法論によれば、相互に完全には共約不可能な複数のコンテクストがしかもしばしば競合的に併存しているような世界が、むしろ思想史の常態である。したがって、ここでめざしているのはある重要なコンテクストの特定であって、単一のコンテクストの発見ではない。

あらかじめ述べておけば、スミスの体系を把握するうえで決定的な意義を有するコンテクストとして本稿が焦点をあてるのは、「立法者の科学」とも呼ばれる「統治の技法」の系譜である。この観点じたいは決して目新しいものではなく、むしろコンテクスト主義による従来のスミス像の見直しにあって非常に有力な一潮流を形成してきた。本稿に一定の独自性があるとなれば、それはこのような総体的な思想史上のコンテクストの再構成にあたって、ピエール・ロザンヴァロン⁵⁾の古典的著作『ユートピア的資本主義』（1979年）の再読に主軸を定めている点であろう。同書はそれじたいとしてはある程度まで名の知られた、名著の部類に入るような作品であるが、ロザンヴァロン自身は1980年代以降にアングロサクソン圏の新しい思想史研究の方法論に影響を受けるようになるものの、この時点ではコンテクスト主義の方法を採っているとはいいがたい。しかし、以下でしめしていくように、ロザンヴァロンが描きだしたスミスの基本像は、のちのコンテクスト主義の諸研究が部分的にであれとりだすことになる「立法者の科学」ないし「統治の技法」と呼ばれる系譜の中核的な特徴を——アングロサクソン圏の

諸研究に先駆けて——とらえたものだった。しかも、ケンブリッジ学派の近年の研究がこの統治の技法の全体像にせまることから撤退しつつあるなか、いわばグラント・セオリーとしてスミスの社会科学体系を総体的にとらえたロザンヴァロンの解釈は、ドナルド・ウィンチやクヌート・ホーコンセンらの解釈以上に、スミス体系の統治の技法としての性格を的確に描きだしているといえるだろう。

かくして、スミスの体系を統治の技法として理解することは、それを「グラント・セオリー」として理解するということである。べつの言い方をすれば、それは、スミス経済学なるものを経済現象の分析ツールの集積——しかも現代経済学からみればしばしば不完全なツール——に還元するのではなく、そこに近代社会の総体にたいするひとつのヴィジョンの提示を読みとるということである。行論の過程でくわしくみることになるが、このような視角は、経済的自由主義の思想家という通常のスミス像を根本から問いなおすことを要請する。この試みは、今日の研究がスミスのテキストから自由放任の標語には回収できない異質な要素を、ときにアドホックに集めてくるのとは少なからず異なるだろう。むしろそれは、経済的自由主義に親和的な彼の諸命題の背景にあってそれらをより根源的に規定する、スミス体系の政治哲学的次元に焦点をあてることを志向する。経済的自由主義という視角は、機能的に領域分化した社会に対応する、専門化した社会科学としての経済学という理解を自明視し、そのようなものとしての経済学を誕生させた学者としてのスミスをとり出そうとする。しかし、このような見地からは決してその学問体系の総体性をつかむことはできない。単純にいて、仮に近代的経済学がスミスの思索の過程でついに息吹をあげたのだとしても、そこから経済学が誕生したところのスミスの思想は、そのような経済学に先だつ何ものかであったはずだからである。経済学生誕に先行するその何かを、機能分化した経済社会や経済学を与件とする経済的自由主義の観点を遡行的に適用して分析しようとしても、その根源に到達することはできない。必要なのは、スミスの思索の基礎を、経済学としてではなく政治哲学・社会哲学としてとらえる視点である。なぜなら、スミスはまさにそのようなものとしてみずからの学問を体系化したのであり、いわゆる経済学はそのなかから、社会哲学（道徳哲学）を構成する一部門として生まれたからである。当時のグラント・セオリーであった政治哲学の営みとしてスミスの学問の総体を把握することで、そこから経済学という思想が、なかば自己否定的に、その母体を覆い尽くしてしまうかのように出現してくるさまをとらえることができるのである。この位相は、経済的な自由主義には還元できない、より根源的な自由主義の運動に属することがらである。この胎動の核心をつかまえるためにロザンヴァロンがそれに与えようとした概念が、「ユートピア的資本主義」であった。

1. スコットランド啓蒙と二つの人文主義

修正主義的スミス解釈の諸類型

先に述べたように、アダム・スミスの体系の理解にとって本質的なコンテキストとして「統治の技法」の系譜をとりだす一連の研究の一端にロザンヴァロンのスミス論を置きなおすことが、本稿の中心的な課題となる。しかしそれに先立って本節では、前述したスミス理解の第三の段階において反—自由放任主義のシェーマを唯一の否定的媒介項として拡散の度合いを強めた諸論点を、ごく簡単に分類し整理するところからはじめたい。そのためにはまず、近年のスミス研究の成果にもとづいてスミスの学問体系がどのような基本構造をもっているかを確認しておくのが有益である。

スミスが何らかの形で講義を行ったか一定の言及を行ったことのある領域としては、当時の学問分類に従えば自然神学、自然学（自然哲学）、論理学（合理的哲学）、道德哲学の四つを挙げることができる。スミスが著作の形で残した『道德感情論』と『国富論』、および晩年まで一貫して公刊の意思を表明してきた「法と統治の一般原理論」——『国富論』はその理論体系のごく一部を構成する要素である——の構想が記された学生の筆記ノートである二種類の『法学講義』という三著作は、いずれもこのうちの道德哲学に分類される内容をもつ。したがって、これまでスミスの学問体系や社会科学体系という形で名指してきた対象は、基本的にこの道德哲学の体系に等しいというべきであろう。次に、この道德哲学という学問領域は、スミスにあっては二つの大部門に分類される。すなわち、人間本性についての学である倫理学——この名称からもっぱら事実と区別された当為や規範をあつかう今日の倫理学にイメージを限定してはならない——と、法学とである。道德哲学の第二部門としての法学は、伝統的にはさらに私法・家族法・公法という三つの小部門にわけられ、スミスはこのうちの公法学部門のなかに含まれている、通常の法学の原理——正義の原理——とは異なると考えられる原理——便宜・効用の原理——にもとづくポリス論の領域を、とりわけ展開させた。『法学講義・Bノート』では、正義論としての狭義の法学からは区別された独立の部門としてポリスの学は自立させられ、やがてこの部分が『国富論』へと発展することになる⁵⁾。かくして、スミスの道德哲学体系のおそらく最終的な形態としては、それはまず倫理学と法学という二大部門から構成され、ついで後者の法学部門は、正義の原理にもとづく狭義の法学と便宜の原理にもとづくポリス論とに下位区分されるとみることができよう⁶⁾。

以上のようなスミス体系の基本構造を念頭におけば、近年のスミス像の多様な見直しの試みをいくつかの類型に整理することができる。たとえば、社会全体の効用の極大化という帰結を理由として、共同体的紐帯から解放された個人の利己主義的な行動格率を肯定するかのように見える『国富論』もじっさいには『道德感情論』で展開されたような道德的人間像をある程度

まで前提しているとする議論がある。これは、『国富論』もその一部であるところの広義の法学が、倫理学における人間本性——他者から認められたいという道徳的本性——の分析を前提として構築されている点を強調するものである。いいかえれば、利己主義の格率を正当化するようにみえる『国富論』は完結した体系であるどころか道徳哲学の一部なのであり、その倫理学を前提とする以上は、公平な観察者の道徳的観点に沿うように行為を自己統制することが『国富論』に登場する経済的行為主体にも暗黙のうちに求められているか、前提されていると考えるのである⁷⁾。しかも、他者に不当な危害を加えないという正義の徳は、もしそれが自発的に遵守されない場合には強制力をそなえた罰則によってその不当な行為を矯正することを求めるものであって、この意味で義務を構成するが、そのほかの徳目も、任意とはいえ精神の平静を享受する賢人によって社会のなかではたされることが実は期待されていると論じられることもある⁸⁾。

スミスは近代人の利己的な性向を単純に肯定したのではなくて、一見したところ前近代的とも思える諸要素を明示的な議論の背後に隠しもっていたのだとする議論には、倫理学的基盤の強調とは区別されるべき、もうひとつの類型も存在する。スミスの経済学が実のところ宗教的基礎のうえに成立していると考えられる立場である。ここでは、経済学が位置する道徳哲学とその外部にある自然神学との関係が問題となる⁹⁾。スミスの宗教的世界観は、反法則的で主意主義的な神の意志の世俗世界への介入とされる奇跡や大災厄には重きをおかない、一種の理神論であるが、これは超自然的なものを一切認めない単なる合理主義の表明ではない。自然神学は、一方では自然法や自然法則に例外を認めないことで神的權威の直接的な表現の余地を狭めるが、他方ではそのような法を知的に把握することのかなわない卑小な人間がごく限定された環境世界のなかでもっぱら利己的な格率にしたがって行為しても、結果として最善の世界が実現されてしまうという逆説に、偉大な神の摂理と恩寵を見出す。それゆえ、利己的で合理的な個人を想定した現代経済学と同様の人間観にもとづいてそのような人間行為の集合的帰結をただ科学的に記述しているだけにしかみえないスミス経済学も、じっさいにはそれが同時にある宗教的信念の表明にもなっていると主張されるのである¹⁰⁾。

一方、スミス経済学の間人学的基礎の問題とは別に、彼が想定する経済秩序が順調に作動するうえで国家機構がはたす役割は通常考えられているよりも大きいとする議論もある。国家の機能を強調するこの種の議論は、特に道徳哲学内部での経済学（ポリス論）と公法学のあいだの関係を重視する傾向にあるだろう¹¹⁾。というのも、スミス経済学が展開されることになるポリスの部門は、もともと『法学講義・Bノート』以前の段階では、おそらく狭義の法学のなかの公法部門の一構成要素としてそこに下屬していたからである。便宜の原理にのっとって統治の技法を説くポリス論は、それに先行して、正義ないし司法の厳格な執行を実現する統治機構の発展を描いた公法学的考察——ホーコンセンがいうところの「歴史法学」——が置かれて

こそ意味をなす。ここでいう歴史法学とは、狩猟・採集から牧畜と農耕を経て商業社会へといたる人間の生活様式の進化に相即して国内統治の発達が促されるさまを叙述する、今日でいう歴史社会学的な研究である¹²⁾。したがって、本来前提となっている歴史法学から切り離してポリス論を単独でとらえるなら、たしかにスミス政治学の最小国家論ないし夜警国家論的性格が前景化するが、その基本的構図はむしろ正義を執行するのに十分に強力な国家の漸次的な確立というところにあるのである。

最後に、スミス経済学がそもそも統治権力の一種の技法論を展開させたポリス論の枠組みから発生したという事実を重視して、その性格規定を行う思想史的立場もありうる。ここでは、正義の法ではなくポリスの法を探究する統治の技法として、『国富論』体系の再定位が図られる。以下の考察が焦点を定めるのは、このタイプのスミス解釈である。なお、本稿では「立法者の科学 (science of a legislator)」のカテゴリーについても、おおよそ「統治の技法 (art of government)」と同様の内容を示すものと理解している。これは、じっさいにはホーコンセンやウィンチがこの語によって理解しているものとは範囲がずれている。彼らが立法者の科学という語でさししめすものがほとんどスミスの道徳哲学全体と外延を同じくするのにたいして、ここでの理解はあくまで道徳哲学の一部門たる法学のなかの下位区分にあたるポリス論（統治の技法）をさすという、より限定された用法である。

公民的人文主義と宮廷人文主義

さて、スミスの体系の基本的な学問区分を把握するならば、近年の修正主義的なスミス解釈の諸論点は、多くの場合に以上四つのうちのいずれかに分類することが可能である。そして、J. G. A. ポーコックの『マキアヴェリアン・モーメント』以来ケンブリッジ学派を中心とする思想史研究の最大のテーマとなっている古典的共和主義ないし公民的人文主義がアダム・スミスにいったいどれほどの影響をおよぼしているのかという、近年のスミス研究においてもっとも論争的な問いについても、ここでの類型化によって論点の交通整理を行うことが可能となる。すなわち、スミスにおける古典的人文主義の影響がみられるのは、大別して人間存在の本性を問う広義の倫理学の部門と、法学のなかで多少とも特殊な位置をしめるポリス部門という二つの領域だと考えることができる。すでに触れたように、このポリスは、フランシス・ハチソンやザムエル・プーフENDORFの大きな影響を受けた初期のスミスにあっては公法学の補完的な部分として位置づけられ、のちには正義の法全般とならぶ法学のもうひとつの大部門へと昇格することになる、統治の技法論である。この両者の領域に、いずれも古典古代を由来とするが性格の異なる二つの人文主義が、それぞれ大きな痕跡を残しているとみることが出来る。スミス道徳哲学の体系区分と結びつけつつ、二つのタイプの人文主義を区別して考えることが重要である。

『道徳感情論』で主に議論される人間本性論としての倫理学に、公民的人文主義の伝統からの影響が一定程度みられることはたしかであろう。そして利己心だけでなく、他者の視点にたつて是認や称賛をえられるような振り舞いや動機へと自己を統制しもするような道徳的個人が、『国富論』においても少なからず前提されていることはあきらかである。その点では、自己の効用の最大化のみを図る合理的主体とその相互作用だけからなる社会を想定する現代の正統派経済学のモデルを、スミスの『国富論』理解にそのまま適用することは、重大な誤読をまねくことになる。スミスは、統治論としての経済学に先行して、想像上の立場の交換を可能にする人間の同胞感情 (fellow feeling) の能力のうえに適宜性 (propriety) としての徳にもとづく倫理学を構築した。だとすれば、経済学的考察の基底にあるその倫理学に、人間存在の社会性や政治性を強調する公民的人文主義が何らかの残響をひびかせているのは間違いがない¹³⁾。

他方、スミス経済学の前提となる人間理解への影響関係とは別に、スミス経済学そのもののより直接的な反響が確認される古典古代由来の伝統がある。それは、立法者ないし統治者としての君主に助言を与える立場にある宮廷顧問官が国家統治のための技術的知を古代の文献に求めるなかで発展した、シヴィックな性格をもたないもうひとつの人文主義の系譜である¹⁴⁾。クエンティン・スキナーやポーコックがそうしたように、この人文主義的伝統は、ひとまずは公民的ないし政治的な (civic) 人文主義の流れから区別される必要がある。この系譜の特徴は、それが君主政統治のもとでの人文主義受容であった点に求めることができるだろう。イギリスでの文脈に即していえば、17世紀のピューリタン革命以降の政治史に大きな足跡を残すことになる公民的人文主義の言説は、ジェームズ・ハリントンら革命期から王政復古期にかけての共和派にニコロ・マキアヴェッリの『デイスコルシ』を中心とする著作が受容されることでイングランドに本格的に導入されたといえるが、これに先立って、拡大する国王の宮廷のなかですでに人文主義文献はかなりの程度まで受容されていた。その代表的人物が、宮廷で統治者に助言を与えるべき立場にいたトマス・モアやトマス・スターキーである¹⁵⁾。しかし、この段階の受容では、次の世紀にみられるような政体論の次元での共和政への志向はほとんど存在せず、伝統的な二重主権を容認する混合君主政を所与の前提としている¹⁶⁾。しかも、このことと密接に関連して、宮廷生活に受容された人文主義は人間が等しく政治的市民としての生活を送るべきことを唱えるものではありえなかった。当然この政治学が、市民の政治的平等や公共空間の複数性に重きをおくことはなかった。反対に君主に助言すべき顧問官がその古典教養を通じて鍛えるべきは統治の秘儀なのであって、それがいわゆるマキアヴェリズムを要請することもある以上、公共性や公開性がその中心的理念になることは考えられなかったのである¹⁷⁾。それは宮廷仮面劇をその隠喩とするようなバロック的国家理論であり、あるいは、機密性を核心とする官房学の先駆形態であった¹⁸⁾。これはまた別の面からみれば、公民的人文主義が称揚するような生活形態、すなわち多くの市民が政治空間に現れ出て活動的生活を営むような形態を容認

するものではなく、むしろ前提とされている統治の主体とその客体としての臣民という構図は、依然としてキリスト教的な観想的生活のモデルを色濃く反映しているのである¹⁹⁾。

本稿で注目しているのは、この第二の人文主義の系譜とスミスとの関係である。統治技法論として展開された人文主義は、スミスを自由放任の理論家とみなす通俗的解釈が一般に想定するのは違って、スミスの経済学構想にとっての主要な源泉であったとみることができる。統治権力の影響を排除して個人が自由に経済活動に従事できるようになった市民社会の力学を客観的かつ科学的に分析したのが『国富論』であるという見方からは、権力の行使の技法を教えるこのような実務的伝統は、『国富論』体系の対極に位置するものと思われるかもしれない²⁰⁾。科学的分析と権力行使の政策論とを単純に対照させるこのような認識が一面的であることは、次節以降ロサンヴァロンの解釈を詳しくみていくなかであきらかになるだろうが、以下ではさしあたり、統治技法としての「立法者の科学」の伝統が、スミスに先だつてすでに主権権力の直接的な行使のみを単純に想定するものではなくなっていたことを指摘しておこう。

かつてフリードリヒ・ハイエクは、法をもっぱら主権者の命令ないし意志の表明とみなす主意主義的な法理解に異を唱え、そのような実定法を法一般と同一視する法実証主義を批判するなかで、命令としての実定法とは異なる法の次元——モンテスキューがいうところの「法の精神」——に目をむけたスコットランド啓蒙の自然法論を高く評価した。ハイエクは政治をつかさどる者の絶対的命命へと法を還元してしまう場合に生じる設計主義を、全体主義的支配をもたらすものとしてつよく警戒し、立法者の万能性の神話を否定する²¹⁾。設計主義のヴィジョンは、ハイエクによれば法命令説と主権者の全能を自明視したために生じた錯誤である。政治体をはじめとする個別組織を規律する命令法としてのテシスとは別に、これを統制するより上位の規範であるノモス、すなわち自然法が存在しているものであり、これは統治者がみずからの意志に従って創りだすものではなくて、長い歴史の過程をつうじて漸次的に蓄積されてきた慣習ないし意見の複合体として提示される。ハイエクはこのように二重化された法構造を前提として、実定法が自然法の規範をひどく逸脱している場合には、実定法が自然法にかなう内容へと徐々に改変されていくべきだと考えた。そのさい、為政者の意志とは異なる性格をもった自然法は、為政者ではなく裁判官というもうひとつの「立法者」によって発見——創出ではなく——されるものとされる。ハイエクがスコットランド啓蒙の思潮から引きだしたのは、そのような「立法者の科学（science of legislation）」であった²²⁾。政治的主権者としての立法者が思いどおりに社会を改変できることを想定した設計主義的な政治構想を拒絶するとともに、つねに部分的に見出される自然法の規則にもとづいてじっさいの社会を緩やかに改良し調整していくことが、真の立法者の任務であるとハイエクは説いた。

いうまでもなく、このような意味での立法者の科学はスミスの理論にみられる主要な特徴と符合する。彼は封建制を残存させ商品の自由な流通を阻害する現実社会を批判して、自然法に

かなった商業社会の形態を実現するために、公平な観察者の視点にたった立法者が社会の変革を推進することを肯定するが、同時に「体系の人 (man of system)」による全面的な改革は破壊的な結果をもたらすだけであると警告をならした。この構想は立法者に自然法の発見と、それにもとづく実定法のあくまで漸進的な改善の任務を要求するものであった。

けれども、君主が意図的に国家を建設し随意にその改変をおこなえんとする主意主義的な立法者論とは違った、より巧妙な統治の技法の形態は、じつはスミスに先だって宮廷顧問官たちの思想に確認できる。統治の技法じたいは、中世の時代から、神の霊的統治を多少とも模したかたちで世俗の君主が肉的世界における聖者たちの統治をおこなうためのキリスト教的政治学として連綿と継承されてきたが²³⁾、おそらくは近世に入ってルネサンス人文主義の影響を被るなかで、ただ直接に権力を行使するのとは異なるより複雑な統治の技法が確立されていったように思われる。たとえばトマス・モアは、『ユートピア』のなかで登場人物に次のようにいわせている。「まちがった意見を根こそぎにしていまなくても、習慣で根をおろしてしまったいろいろの悪をあなたの心からの確信どおりに癒すことができなくても、国家 (res publica) を見捨ててはいけません。風を鎮めることができないからといって、嵐のなかで船を放棄してはなりません。他方反対の信念をもった人々を動かす力はないことがわかりきっておられるのに、聴き慣れぬ新奇な話を押し売りしてはいけません。むしろ紆余曲折しながら全力を尽くしてすべてをうまくさばくように、また改善できないものは、少なくともなるべく悪化しないようにと試み、はげまねばなりません。というのも、万事がうまくゆくということは、すべてのひとが善人でないかぎり不可能ですし、そういう状態は長年月待っても実現できるとは期待しておりませんからね²⁴⁾。この言明は、致命的な帰結を引き起こしかねない「体系の精神」を排しつつ、漸進的なしかたで自然法にかなった社会への改革を奨励するスミスの立法者の科学を先取りしたものとして読める。このことが意味するのは、スミスの政治経済学が、ある点では、宮廷における人文主義の受容以降の統治技法論の枠組みをほとんどそのまま踏襲するかたちで構想されているということである。

2. 政治哲学の伝統のなかのアダム・スミス

前節でごく概括的にしめした思想史上の系譜関係をふまえて、本節以下では『ユートピア的資本主義』でのアダム・スミス解釈を詳細にとりあげ、ロザンヴァロンの分析が、思想史でいう「統治の技法」の系譜に位置するものとしてのスミス経済学の理論構造を解明するものとなっていることを論じる。本節では、スミスの議論の基本的な枠組みが、統治論としての政治哲学の伝統を構成する中心的な問題設定をそっくり継承したものであることをあきらかにし、『国富論』という書があくまで統治論の知的伝統のなかから生まれてきた、伝統的な政治哲学

上の課題に答えるための試みだったことをしめす。次節では、この点で先行する政治哲学的議論と同じ「問い」を共有していたスミスが、しかしその問いにたいする「解法」の面では画期的な革新をおこなっていたという点に注目して、ロザンヴァロンの議論を分析する。最後に、革新された統治の政治哲学として理解できるスミスの政治経済学が、重商主義との関連のなかで国境を越えたグローバルな経済社会秩序のあり方をどのように構想していたのかを、ロザンヴァロンの見解を批判的に検討するかたちであきらかにする。

以上の検討に際しては、基本的にもまず『ユートピア的資本主義』のスミス論を分析的に解説したうえで、ついでケンブリッジ学派以降の思想史研究の成果をふまえてこのスミス論を歴史的文脈におきなおす——つまり contextualize する——という順番をとることにする。

政治を実現する経済

『ユートピア的資本主義』のロザンヴァロンは、カール・ポランニーの用語を援用しつつ、アダム・スミスを「市場経済」ではなく「市場社会」の理論家であると規定する。たとえば権力関係が不可避に作動する政治の領域や、パーソナルな関係が支配的な家族・共同体の領域と並列して存在し、基本的には相互に独立した関係にある社会の諸領域の一分枝が、ここでいう市場経済である。ロザンヴァロンによれば、スミスはそのような新たに勃興しつつある特定の社会領域を分析するために、専門的学問としての経済学を創始したのではない。それゆえここで想定されているのは、政治という特定の領域に政治学という専門知が割りふられ、他方で経済の領域には経済学という専門知が割りふられるといった関係ではない。古典古代や初期近代のヨーロッパにおいて、政治哲学（政治学）は今日のような専門分化した学問の一分野を意味してはおらず、敢えていえば今日でいう社会科学全体に人文学のかなりの部分を加えたような、いわば人間社会の総体を説明する一般理論として考えられていた。このような広がりをもった政治哲学こそがスミスの関心だったのであり、スミスが創始者のひとりに数えられるところの経済学とは、この時点ではまさに上述の意味での政治哲学そのものであったとみることができ

る。かくして、アダム・スミスにみられる「市場社会」の理念は、先行する政治哲学によって定式化されてきた社会秩序をめぐる根本的問題への応答として構想されていた。全体社会の秩序形成がいかにして可能になるかをめぐってそれまで繰り返されてきた政治哲学の新たな一章として、市場社会の経済学は成立したのである。そもそもの社会秩序の形成それ自体を説明する原理として、従来の社会契約の概念に代わって台頭したのが市場という概念だったのであり、したがってこの新たな機構によって秩序づけられた社会のヴィジョンは、市場社会と呼ばれるに相応しいものであった。ロザンヴァロンのみるところでは、それまでの社会契約説を採る政

治哲学の営みによっては、社会の形成とその調整についての問いに十分な解答が与えられることはなかった。市場による諸利益の自然的調和という観念の登場によって、政治哲学が二世紀近くにわたり提起し続けながらも十全に応答することができなかった基本的な問題がはじめて完全に解かれる可能性が、現実のものとなったのである²⁵⁾。

政治哲学の根本問題をまったく刷新された言語によって解こうとするスミスに代表される挑戦の特質をとらえて、ロザンヴァロンはこれを「政治を実現するものとしての経済 (l'économie comme réalisation de la politique)」として理解する²⁶⁾。スミスの経済学は、それまでの政治空間とは別個のところで出現してきた商業と金融の拡大によって特徴づけられる経済の領域を、単独でとり上げて分析するといった類の試みではなかった。むしろ、自然法学を含むそれまでの政治哲学によってすでに与えられていた問いへの新しい解法として、台頭しつつあった商業社会についての分析があらためて位置づけられたのである。それでは、先行して提出されていたその問いとはどのようなものだったか。ロザンヴァロンはそれを、社会形成と社会調整に関する問題であったとみる。神の意志や個人に先だって存在する普遍的共同体のような全体論的観念に訴えることなく、あくまで人間に内在する原理にもとづいて、社会秩序がいかに自律的に確立されるか。ホブズからヒュームにいたる近代思想が共有するのは、人間社会の秩序を作り上げる方法は人間の情念に基礎をおかなければならないということだった。人間のありのままの姿を描き出す情念の科学は、そこでの分析から出発して、情念を否定するのではなくそれに基づきつつ秩序が形成される道筋を「情念算術」——情念の結合術ないし管理術——によってあきらかにする。17世紀の哲学者たちは、脱魔術化しつつある世界のなかでよく秩序づけられた社会を実現するという統治の課題に、社会契約説の語彙をもちいた政治学的解答を与えたが、じつは18世紀の「経済学者」が市場の諸概念に頼りつつ展開した議論も、このまったく同じ問いにたいする別のしかたでの応答——経済学的解答——であった²⁷⁾。

ただし、ロザンヴァロンの見立てでは、社会契約説はこの秩序問題に完全に満足 of いくような解答を与えることはできなかった。社会契約の枠組みが秩序の実現を求めるのは、主として契約にもとづく「社会形成」の場面、つまり無秩序な自然状態を脱却して諸情念が一定方向に組織化された市民社会（政治社会）に移行する瞬間であった。18世紀になってこのような社会形成の説明にたいして根本的な不満が表明されたとき、自由主義というイデオロギーは誕生する。ルソーを境界的な事例として、社会秩序の説明原理が焦点をあてる位相は、社会形成の瞬間から不断の「社会調整」の過程へと移りかわっていく。これにともなって、社会状態以前の自然状態に限定され押しこめられていた情念の力学は、市民社会の広大な領域のうちに再発見される。エルヴェシウスは、あらゆる情念の源である自己利益を抑圧するのではなく、それが結果的に公共の利益と一致する方向にたえず導いてやることの必要を説く。私益と公益の一致は、原初的な社会契約によって一挙にはたされるのではなく、すでに形成されている社会の動

態的なプロセスのなかで、賞罰規定を中心とする立法の営みによって諸々の利益が不断に調整されることで達成されるのである。このように、よく秩序づけられた社会の建設は18世紀において社会形成の問題から社会調整の問題へと徐々に転換していくのだが、エルヴェシウスやのちのベンサムは、利益の一致が達成されるのは立法という人為的な実践をつうじてであるという功利主義的観点を強調してもいた。これにたいして、社会秩序を実現する諸利益の一致というものがより自然な過程によって達成されることを強調したのが、ヒュームとスミスだったとロザンヴァロンは考える。ヒュームは諸利益が立法ではなく人間本性にそなわる欲求によっておのずと調整されることをしめし、とりわけ他人に共感し共感されたいと欲する人間の性向が私益と公益の一致を可能にすると論じた。ここに社会調整という統治の根本問題にたいする従来の政治学的応答に代わる、経済学的応答が出現する。この「政治を実現する経済」の構想を体系化したのがスミスであった。ここにいたって政治哲学としての経済学が成立する。これが『ユートピア的資本主義』が描く、社会秩序を実現するためのよき統治をめぐる思考の展開の歴史である²⁸⁾。

「必要と正義」の問題に対する『国富論』の応答

以上のように、スミス経済学はそれまでの古典的な政治哲学とは無関係なところで、あるいはそれから独立した専門的な近代科学として成立したのではなく、反対に先行する政治哲学の根本問題への新たな応答として構想されたというのが、ここでの議論の要点である。ところで、よく秩序づけられた社会（well-ordered society）とは即ちよく統治された社会（well-governed society）であり、各人の私的利益をじゅうぶん考慮にいれながら公共の利益を実現するという政治哲学の目標は、まさにルネサンス期以降に古代の人文主義文献からの影響を受けた統治の技法論がめざそうとしたところのものであった。うえに概観したロザンヴァロン自身の精神的描写は、大きな問題設定が歴史的に継承されている点をごく大づかみに把握するには有益であるにしても、今日の思想史研究の水準から振り返るならば精緻なものとはいいがたい。スミスが先行する政治哲学上のどのような問題構制に応えようとしていたのかを、より特定された思想史上のコンテクストと関連づけることで同定することが必要である。

ここでは、スミス研究にひとつの画期をなしたとも評されるイシュトファン・ホントとマイケル・イグナティエフの『富と徳』（1983年）に収められた共同執筆論文——「『国富論』における必要と正義」——を参照し²⁹⁾、統治論の思想伝統のなかでロザンヴァロンの提起を理解することで、スミスの経済学が「政治（哲学）を実現するものとしての経済（学）」であったことの意味をより内在的にとらえることを試みる。スミスが革新的なしかたで解答をあたえようとした、それじたいは長い歴史をもつ政治哲学上の問いとして、『ユートピア的資本主義』の著者は社会形成と社会調整の問題を同定しているが、その中核にあったものをより歴史的コンテ

クストに即した形でとり出すならば、「必要と正義」の問題こそがそれであったといっていよう。つまり、貧民の必要と富者の正義のあいだの二律背反という問題に対する応答として、従来の政治学的ないし法学的解決では、後者の所有権を部分的にであれ制限する可能性が含まれていたのにたいし、スミスの経済学的解決は、分業を根幹とした商業社会の力学によって——そのような正義に対する制限を一切加えることなく——この二律背反を解消する道筋を指し示すものだったのである。ホントとイグナチエフの議論をロザンヴァロンによる問題設定のうちにとらえ返すならば、「政治を実現するものとしての経済」とは、従来の政治哲学の伝統が提起しつつけてきた必要と正義の政治を新たな経済の仕組みを通じて実現していく、新しい社会の形態の構想を意味しているのだといえる³⁰⁾。

その詳しい内容に入るまえに、ひとつの注釈が必要である。近年の研究史のうえでスミス経済学の統治論的側面を照らしだしたと通常いわれるのは、ウィンチやホーコンセンの「立法者の科学」論である。しかし、彼らの議論はじっさいには『国富論』に見出される狭義の経済学的議論を最大の主題としたものではなく、むしろ『道徳感情論』や『法学講義』をふくむ彼の道徳哲学体系の総体をみすえたうえで、いわばスミス経済学の外部に広大な「立法者の科学」の領域が存在したことを確認しようとするものだった³¹⁾。このような議論は、ほかならぬスミスの経済学といわれてきたものそれ自体が統治の中心課題に答えようとするものであり、「政治を実現するものとしての経済学」なのだといここでみてきた見解とは——背反はしないにせよ——すれ違うものだとみるべきだろう。対するに、ホントとイグナチエフの研究は、まさにこの点でロザンヴァロンのスミス論と共通の問題設定のうちにある。この点がしばしば見逃されるのは、ホントたちがみずからの研究を、公民的人文主義と対立関係にある自然法学の系譜関係からスミスにおける経済学の成立問題に迫ろうとするものとして位置づけたことに由来する。ここには、スミスをはじめとするスコットランド啓蒙の思潮を自然法学を重視して理解するか、それとも共和主義（公民的人文主義）を重視して理解するかという、当時の中心的な論争軸が影を落としている。そこでは、共和主義と自然法学とはほとんど二者択一的にとらえられていた。だが、いまやこの対立図式は決して自明視できなくなっているし、先にみた人文主義のふたつの類型を考えるなら事態はおのずとかわってくる。ホントたちが自然法学の潮流として跡づけた議論は、何ら矛盾なく統治論の系譜として読みかえることができるのだ³²⁾。というのも、しばしば自然法学のなかには公法部門を中心として統治の技法論が組みこまれていたからである。ホントたちの研究が、公民的人文主義にひきつけたスミス解釈への批判を意図していたのはたしかである。だがそのことは、スミスがいかなる人文主義的伝統とも無関係だったということを意味してはいない。公民的人文主義と自然法学との二分法をいったん括弧にくくるならば、ルネサンス時代の宮廷顧問官たちが統治技法の彫琢にさいして大きく依拠した人文主義の思潮が、スミスにも脈々と息づいていることに気づかされるだろう。

さて、そのホント＝イグナチエフによれば、『国富論』の中心的な論点は、近代自然法学の伝統と同時代の穀物取引論争の歴史的コンテクストに位置づけることではじめて十全に理解できる。貧者への分配的正義を論拠とした「必要性〔切迫性〕の政治」に抗して交換的正義にもとづく所有権の絶対性を擁護するという課題は、フーゴー・グロティウス以来の近代自然法学が伝統的に取り組んできたものだった。財産は元来人類の共有物であるとするキリスト教の理念からすれば、富者の私的所有権も絶対的なものではありえず、飢饉に際しては貧民の喫緊の必要を満たすために「盗む権利」や公正な価格で穀物を買う権利が正当な生存権として認められるのは当然であった³³⁾。これに対して、近代の自然法学者は完全権と不完全権の法学的区分を用いて、貧民の必要の要求が権利として容認される余地を狭めることに努めた。それによって富者の所有の正義を確固たるものにするためである。グロティウスは依然として欠乏時における富者の財への権利を貧者に部分的に認めていたが、ザムエル・プーフンドルフは富者から貧者への財の配分を後者の権利ではなく、前者の自発的な義務として捉え返し、この仁愛 (benevolence) の義務は所有権法に根拠をもつものではなくて人類の自然法 (natural law of humanity) に由来するにすぎないと論じた³⁴⁾。必要による貧者の請求権を擁護する者が訴える原初の共産制についても、これは財産が特定の間人集団に積極的に帰属したことを意味するのではなく、特に誰かのものではなかったというかぎりでの消極的共同体の状態をさすにすぎないとした³⁵⁾。近代自然法学派は、法学上の言語を刷新することで、正義が必要によって制約されたり停止されたりする状況を極力減らそうとしていたのである。

さらにプーフンドルフは、消極的共同体から個別的使用権や排他的所有権が生じていく過程の歴史社会学的分析のなかで、貨幣の導入による不平等を正当化できるのは、農産物市場の高価格が維持される結果として生産手段を所有しない人々も自らの必要を満たし続けられるからだとする経済学的議論——ジョン・ロックやスミスも共有する議論——を展開する。また、主にロックによって、政治的統治による私的所有の安定的維持がもたらす勤労と分業が、土地の生産性を飛躍的に高めるために、所有の正義の譲歩を求めることなしに恒常的に貧民を含む万人の生存の必要は十分満たされるのだということが論じられる³⁶⁾。公共善ないし公共の安寧は、本来は正義や法の支配にたいしてそれを暫定的に停止させるというしかたで否定的に関わるようなものではなく、反対に原理的に公共の善と正義の法の支配とは一致するというのである。以上の二つの議論によって、必要と正義の問題に対する応答は、法一権利の言語によるものから市場の言語によるものへと移行する。そして、生産力の上昇と分配の堅持によって、政治権力の介入が必要になるような喫緊の必要という状況の招来自体を回避できる可能性が開かれることになる。『国富論』での必要と正義の問題に対するスミスの応答は、ロックとプーフンドルフの以上の路線を完全に継承するものであった³⁷⁾。

商業社会における全般的富裕化の構造

ただし、以上のように必要と正義の伝統的問題を継承する思索として『国富論』を位置づけた場合、スミスがこの問題の系譜のなかで果たした役割はかなり限定的なものであったと評価せざるをえない。貧民の必要と富者の私的所有は矛盾なく両立するという結論を、分業による生産性の向上や農産物の高価格をめぐる議論を通じて導いたのも、必ずしもスミスが最初というわけではなく、プーフェンドルフやロックといった先駆者が存在していたということになるからである。とはいえ、必要と正義の両立を可能とした全般的富裕化が商業社会で生じる仕組みについて、非常に首尾一貫した説明を最初に加えたのはスミスである³⁸⁾。

先にみたように、貧民の必要ないし欠乏が所有権を一時的に制限しなければならないほど喫緊の課題となるような状況を回避するためにロックが決定的だと考えたのは、社会全体の生産力の改良であった。そしてそのためには、必要性の政治によって侵害されることのない私有財産権の絶対的保護を保障することで勤労を促進することと、確立された交換的正義の下で社会的分業が進展することが求められた。『国富論』におけるスミスが特に焦点を当てるのは、後者の分業を通じた労働生産力の改良である。ただしスミスは、社会的分業が進展するためにはそれに先だってある程度の資本蓄積が必要だと考えた³⁹⁾。分業が進んだあとの増大した量の生産を行うためには、それに必要なより多くの原材料を含む資材（資本）を前もって準備しておかねばならず、全体として分業が可能になるには、余剰生産物の先行的蓄積が不可欠である。この本源的蓄積の原資として考えられるのは、ひとつには征服地や植民地からの収奪であるが、『国富論』で主に想定されるのは、個々の資本家における不生産的労働の節約や無駄のない公共支出の下での低税率といった要因である。地代・利潤・賃金のそれぞれに中長期的な自然率が想定されているので、低賃金によって資本家が留保する利潤を増大させるといった搾取による資本蓄積は、当然分業に先行する段階でも想定されることはない。資本蓄積は、作為によらずあくまで自然な流れに従って可能となる。

資本投下の自然な順序とは、およそ次のようなものである。余剰生産物の投資は、まずはもっとも身近で安全な農業に振り向けられる。そこで生産量が拡大していくと、やがて製造業部門が分立してこちらにも農業の余剰生産物が資本として投下されるようになり、大量の生活必需品と便益品が生産される。そして、国内の農業部門と製造業部門に十分な資本が投下され、必需品と便益品が国民のあいだに広くいきわたったあとで、最終的に農産物と工業製品の余剰部分が外国貿易にまわっていく。スミスによれば、より身近なものに自然と愛着を覚えるという人間の性向に規定されたこの投資の順序が、結果としてもっとも早い資本の蓄積を可能にする。なぜなら、諸産業はこの順に単位当たりの生産的労働の雇用量と付加価値の生産量が大きいからである。正確にいえば、製造業部門への投資がはじまった段階ですでに分業に由来する労働生産力の改良が開始されているが、このこととは独立に、より身近な存在に愛着と共感を

もつという人間の基本的な性向が、資本蓄積をもっとも効果的に推し進めるのである⁴⁰⁾。

資本の蓄積と投下の自然にかなった過程のなかで、分業の進行の速度も最大化される。この分業こそが、社会全体の労働生産力を増大させる最大の要因である。もちろん資本の投下順序による生産的労働比率の違いはそれ自体でも生産力を直接に向上させているのだが、最大の貢献は、資本蓄積の速度を高めることでより高度な分業が実現される条件を整えるという間接的な役割にあるといえる。分業こそがそれ以前の社会と比べて文明社会が圧倒的な生産力を有するもっとも大きな理由であるというテーゼはあまりに有名であり、それをここで詳述する必要はないだろう。ただ、一点指摘すべきなのは、社会全体の生産力の改良はそれだけでは全般的富裕、つまり労働貧民の賃金所得も含めた分配の全階級にわたる上昇を保証するものでは必ずしもないということである。分業によって価値生産が総量的に増大する点だけでなく、それが分配される局面でもパレートの意味で改善が実現されるということが論証されなければ、分業が全般的富裕をもたらすということとはできない。これに対する応答となるような論点は、まずは『道徳感情論』で示されている。すなわち、「自然の欺瞞」によって弱い人間は財産への道を邁進するが、富者の胃袋は貧民の胃袋よりも大きいわけではないがゆえに余剰生産物は奢侈的消費へとむかい、結果的には貧民が雇用されて生活必需品はほとんど平等に分配されることになる。富者から貧者への一種のトリクルダウン効果に注目した分配論である⁴¹⁾。加えて、渡辺恵一の研究によれば、『法学講義・A ノート』や『国富論』初期草稿にみられる初期スミスの分業論の構想では、労働生産力論としての分業論のなかで賃金－利潤の分配問題が扱われ、分業の進展とともに文明社会における財産の不平等は拡大するが、それにもかかわらず労働者の所得は名目的にも実質的にも上昇するという分析結果が導かれている⁴²⁾。つまり、スミスの分業論は生産論として商業社会がプラス・サムを実現していることを明らかにするだけでなく、分配論としてどの階級にもパレート改善をもたらしていることを示すものだけができる。

社会的分業こそが、「商業社会がそれ以前のどの社会段階よりも財産の分配においてより不平等であったにもかかわらず、賃労働者の基本的必要を満たすことができた」⁴³⁾という商業社会のパラドクスを解く秘密である。しかも、抑圧的なほどの不平等のさなかで、「文明社会の最下層のもっとも軽蔑されている成員でさえ、もっとも尊敬されもっとも活動的な未開人が到達できる状態と比較しても、それに優越するような富裕と豊富を有している」⁴⁴⁾というのである。この驚くべきパラドクスが生じる機制を分業論によって解き明かすことで、スミスは必要と正義のあいだに伝統的に想定されてきた緊張関係を最終的に解消しようと試みたのである。

消極的正義論のポリス上の帰結

以上の議論で留意すべきは、交換的正義が分配における民衆の必要と衝突したときに前者の

所有権の絶対性が優先されるべきだということが主張されているわけではないという点である。強調点はあくまで、所有の正義が厳格に順守されることで民衆の生活に必要な食糧の分配問題も同時に解決されるというところにある。喫緊の必要には交換的正義は道を譲らなければならないという伝統的観念にたいして、スミスはただそれを反転させて、民衆の必要よりも富者の正義が優先されるべきだと主張したのではなかった。正義を商品交換上の所有権に限定したうえでその保障を厳格化することにより、正義と必要とが両立する状態が出現すると主張したのである。その意味では、スミスが「市場社会における政府の固有の機能から「分配的正義」を排除し、正義の唯一の機能は「交換的」なものだと主張した⁴⁵⁾というテーゼを、所有的正義の絶対視のもとでの分配問題一般の軽視の表明として受けとめることは、正当とはいえない。反対に、民衆の必要を満たして公共善 (public good) ないし公共の効用 (public utility) を最大化するという統治の課題に応答するものとして、スミスの試みを理解する必要がある。

ここで、正義とポリス (統治政策) のあいだの関係が問題となる⁴⁶⁾。『道徳感情論』で正義を公共の効用の観点から基礎づけようとする功利主義的正当化が批判されていた点を重視すると、スミスの正義論は、公益性ないし便宜 (expediency) の原理から峻別された、正義に特有の原理を理論化した点に最大の意義があったと評価されることになる。この点を強調してスミスの「立法者の科学」を再構成しようとしたのがホーコンセンであった。この場合、倫理学部門における徳の分類と特徴づけにもとづいて正義の道徳理論が確立され、そのような正義が自然法や実定法として具体的に実現された場合にどのような体系を構成するのかをあきらかにするのが、次の法学部門の主題だったと推定される。そして、公益性の観点から切り離されて道徳感情の観点から構成された「正義の法」にしたがって、現実の法体系の不正義を批判することが、立法者の科学の実践的かつ規範的な課題であったと総括されるのである⁴⁷⁾。このような理解では、立法者の科学の中心は社会の厚生や効用を主題とする統治論ではなく、ポリスから無関連化された正義論の領域にあるとみなされる。「ポリスの法」が問題とされるのは、そのときどきの歴史段階にかなった自然的正義からみて実際の法律が適切なものだったかを問う、批判的歴史法学の視座からである。正義の法が、ポリス上の諸政策の妥当性を裁定するのである。たとえば中間社団の独占と排他的特権については、「これらはすべて「ポリス」上の施策であり、一般に工業や商業の発展の初期に導入された。それは、市場が一定の都市や地方などで完全な職業分化をもたらすほど強くなる以前のことであった⁴⁸⁾。しかしながら、「この目的はいまや完全に応えられたのだから、これらはその他の多数の古い法律の残滓とともに廃止されるべきことが、おおいに望まれる⁴⁹⁾」というのが、スミスの基本的な判断だった。これは、歴史的状況をふまえた自然的正義の観点からポリスの法を批判する「法律批判」だった。

ところが、スミスの正義論の含意がこのような視角にとどまるものではないことは、これまでの議論からすでにあきらかである。スミスの構想は、正義にかなった法律構造が同時に公共

の利益の観点からも適切なものであることをしめすことで、秩序だった社会の維持というポリス上の課題にも応えるものだったからである。つまり彼の正義の構想は、正義の原理からだけでなく、公益性ないし便宜の原理からも同様に正当化されたものとして提示されていたといえる。そこでは、正義にかなった法は、ポリスの法としても最善だと判断されているのである⁵⁰⁾。

かくして、スミスの法律批判は四つのカテゴリーに区分することができるように思われる。第一は正義の観点から正義の法を判断するという局面であり、第二は公益性の観点から正義の法を判断する局面である。ホーコンセンはもっぱら第一の局面に注意を集中させるが、重要なのは、正義の観点から正しいと判断された法体系が同時に統治の制度としても合理的であることを、スミスが——とりわけ体系後半のポリス論の部門で——論証しようとしたことである。第一の局面と第二の局面とは外延的に一致するというのである。さらに、ポリスの諸法を対象とした法律批判についても、二つの局面を分けて考えることができる。すなわち、第三にある政策を正義の観点から判断する局面と、第四にその同じ政策を公益性の観点から判断する局面とである。ホーコンセンは先の社団批判を第三の局面にかかわるものとしてとらえているが、それは同時に第四の角度からも眺められる。すなわち、かつて公益性の観点からはとされた施策が、社会の生活形態が発展をとげてもなお残存しているときにそれは批判されるが、このポリス批判が行われるのは——正義ではなく——同じ公益性の観点からである場合がある。都市の同業組合に特権を付与して保護しようとしたかつてのポリスの諸法も、商業社会段階にあっては、正義だけでなく公益性にも反する遺制として批判することができる。『国富論』における現行のポリスにたいする批判は、とりわけこの角度からなされたものとして、位置づけるべきものではないだろうか⁵¹⁾。

3. アダム・スミス、あるいは政治哲学の「革命家」

「市場経済」と「市場社会」

重商主義の体系にも共和国の古典的理念にも代わる商業社会としての文明社会理解は、先行する体系や社会の構想を外在的に批判したものではなく、反対にながい伝統をもつ「必要と正義」という根本問題にたいする応答の新しい形として誕生したものだった。当時の社会において、不平等の存在にもかかわらず貧民を含む社会の全般的富裕化が帰結するのはいかにしてかという問いそれじたいが、まさに必要と正義が両立可能であることを証明するためにスミスが設定した問題であった。

ピエール・ロザンヴァロンがスミスの理論を特徴づけようとして提起する「市場社会」の概念は、スミスの商業社会論を根本で規定する以上のような問題設定を抽出しようとするものである。述べたように、ロザンヴァロンによればスミスは単なる「市場経済」の理論家ではない。

スミスが分析しようとしたのは、法や政治と並ぶ社会のさまざまな領域のなかの単なる一分枝としての経済の仕組みではなかった。法や政治と互いに外在的な関係にあるところの市場経済の領域ではなくて、それ自身がまさに経済的に編成されたところの近代社会の総体こそが、スミスの主要な考察対象だったと考えるべきである。それゆえ、一見したところ純粹に経済学的なものに映るスミスの諸概念も、そこにこめられた社会学的な含意が読みとられなければならないとロザンヴァロンは論じる。たとえばスミスの階級概念は、周知のとおり土地の地代、資本の利潤、労働にたいする賃金という三種類の生産物のいずれから主な収入を得るかという観点から、地主、資本家、労働者という三つの階級区分を定義している。だが、経済学的カテゴリーによって再定義された社会階級は、同時に決定的な社会学的混乱をもたらす。というのも、「伝統的なさまざまな身分（貴族、ブルジョワジー、聖職者など）は、社会が抱く新しい社会観ともう対応しない。富が前提となり、新しいカテゴリーを用いて社会機構が考えられるようになる」からだ。階級を経済的に再定義すること自体が、狭義の経済的範疇には到底おさまりえず、社会総体を揺るがす効果をもつ。そこに含意されているのは、「役割がアプリアリに決められたものとして割り振られている伝統的な身分制社会の観念との完全な断絶」であった⁵²⁾。

けれども、ロザンヴァロンが何にもまして社会学的なしかたで理解されるべき経済学的概念として注目するのは、「市場」である。スミスにとって、市場はたしかに自由な価格メカニズムにもとづく資源配分形態ではあるが、それだけではない。そこには、到来しつつある新たな社会の全体を表象する縮図がみてとれる。市場は「経済調整機構である以上に社会組織機構 (mécanisme d'organisation sociale)」⁵³⁾であり、社会のあらゆる領域が潜在的に市場機構をモデルとして再組織化されていくような「市場社会」をスミスは思い描く⁵⁴⁾。その意味で、スミスの経済学は、社会のさまざまな領域のなかの一つである市場経済を分析する学である以前に、それ自体がまさに市場的に組織化されたところの社会の総体——市場社会——を対象とした哲学的考察なのであり、いわば「新しい世界の社会学」なのである⁵⁵⁾。

少し具体的にみってみるなら、スミスの論理において市場経済は市場社会を前提とすること、市場社会の建設を何らともなわぬような市場経済がありえないことは、容易に判明する。少なくともスミスの議論のある側面を原理的に展開するならば、経済外の社会については従来の伝統的形態を温存したまま、経済の領域のみにスミスが考えるような市場機構を導入するといったことがほとんど不可能なことは明らかだろう。『国富論』で考えられたような市場の概念は、それが実現されれば、原理上は——実践的にはその進行を遅らせることはできるにせよ——遅かれ早かれ身分制社会の構造を根底から覆すような効果をもたざるをえないものである。なぜなら、自由な市場が実現する分業は、本質的に垂直的なものではなく、水平的で可変的なものだからだ。その背景には、分業と交換という経済学的概念の配置の変化がある。交換を分業の結果として考えるなら、自然によってあらかじめ与えられた諸身分の役割分化にも

とづき全体が有機的に構成された身分制社会を否定する必要は必ずしもない。身分制に適った垂直的な分業の下でも交換経済は十分に営まれうるし、実際に営まれてきた。ところが、スミスが述べたように、交換のほうが先行し分業はその結果であるとするならば、社会の身分的編成は原理的な挑戦を受けざるをえない。スミスは論じる。「分業は、もともと、それによって生じる社会全般の富裕を予見し目的とした人間の知恵の所産として理解すべきものではない。分業は、こうした総体を見渡すような有用性の観点をもつことなどない人間の本性上のある性向、つまり、ある物を他の物と取引し、交易し、交換しようとする性向の、緩慢で漸進的ではあるが必然的な結果なのである」⁵⁶⁾。生まれにもとづき位階的に配分された各々の目的などなく、反対に、万人が等しく分ちもつ自然的性向から生じる交換の過程のなかで、はじめて分業は生まれてくる。「もし分業が交換の前提条件なら、社会の成長はこうした〔交換に先だって定まってしまう〕分業が意味する社会的硬直さによって制限されてしまうだろう」⁵⁷⁾。

もちろん、身分制社会を根本的に変容させてしまうような上述の階級理解にも、この分業と市場の概念が反映している。地代・利潤・賃金という形での生産物の分配の自然率が、市場を通じて長期的に実現されるというとき、生産物を分配される各階級は完全に経済的カテゴリーによって規定されていて、それらが伝統的な身分上の区分と一致する保証はどこにもない。そればかりでなく、スミスは「あらゆる財産のなかでもっとも神聖な」はずの労働の自由を制限する独占的な同業組合や徒弟条例を、また人身の移動を制約することで労働力の最適な配分を歪める定住法を、徹底的に批判する。ここでは、身分制下の社会の団体的編成を解体することが、真に自然にかなった分業を実現するための不可欠の条件となっている⁵⁸⁾。したがって、市場経済の確立が、その外部の社会に対して中立的なしかたで達成されるなどとはとうてい言えない。スミスの独占批判は、たとえば貿易というある特定の分野に限られるものではなく、社会の総体的な変革を原理上は要請するものだ。市場社会の建設こそが、市場機構に導かれた新しい経済システムを可能にする前提なのである⁵⁹⁾。

「政治的なもの」の消去

理念的な次元における——つまり「ユートピア的資本主義」としての——旧来の社会構造にたいする大規模な改革の要求は、スミス経済学が単なる特定領域を対象にした専門知なのでなく、社会の総体にかかわる政治哲学の新しい形態として提出されていたという既述の事情に由来している。いうまでもなく、スミスはそのようなユートピアを一挙に実現しようとする「体系の人」を厳しく批判したが、しかしそれは理念を現実化するための手法についての批判であって、この統制的理念としての「ユートピア的資本主義」そのものには疑念をむけてはいなかった。スミスは統治をめぐる積年の課題に最良のしかたで応答しようとして、政治ではなく経済にもとづく解法を用意したが、そのかぎりでは手段として採用された市場社会の諸機構

は、じっさいには伝統的社会とはまったく異なる新しい世界を構想するものであって、それが現実社会にもたらす効果ははかりしれないものがあった。だからこそスミスは、そのような理想社会の建設は最大限の慎重さをもって進められるべきであり、そのときどきの社会の実態に沿うかたちで改革は漸進的におこなわれなければならないと考えたのである⁶⁰⁾。

「政治を実現するものとしての経済」とは、前述のようにまずは「経済」を通じて「政治」の根本的問題が解決される可能性をさししめすものであった。その意味でたしかに、スミス経済学と先行する統治の政治哲学とは、その基本的問題設定において連続している。しかしこれは別の角度からいえば、手段としての政治の否定を含意している。従来の政治哲学は、いわば手段としての政治をつうじて目的としての政治を実現する試みであったが、市場社会ないし商業社会のビジョンが明らかにしたのは、恣意的なしかたで政治権力を行使することなしに、経済の内在的な機構をもちいることで必要と正義をめぐる政治の中心的課題を解決できるのではないかという可能性であった。政治の目的を実現するために、政治——裁量的な権力行使としての政治——に訴える必要はもはやない。政治哲学が提出した問題は経済によって解決可能となったからである。手段としての政治からその役割のほとんどが経済へと委譲されたあとで、それでも政治の領域にのこるのは、あとでもみるように、消極的正義を保護する機能である。ところがそれは、もはや経済にたいして外部から規制的に働きかけるような権力ではありえず、逆に交換と分業を深化させる商業社会の市場機構をよりよく作動させるための内生的で産出的な権力へと転換している。政治的統治は市場を支えるものとしてのみ存在の余地を与えられるのであり、政治哲学の目的を実現するのはいまや市場そのものなのだ。消極的正義の政治には、もはや秩序形成という目的を直接に推進していくような役割はあたえられていない。この目的を実現する経済を背後から支えるというしかたで、それはただ間接的にのみ「政治を実現するもの」であるにすぎないのだ。したがって、ロザンヴァロンがこのような商業社会ないし市場社会のビジョンを彫琢したスミスを「政治を消滅させるための理論家 (théoricien du dépérissement de la politique)」と呼ぶのも、故のないことではない⁶¹⁾。経済の言語は、政治の中核にある問いに応じるために召喚されたのであるが、同時にそれは手段としての政治を葬り去ろうとするものでもあったからである。

このような視角から、ロザンヴァロンはスミスを「反マキアヴェリ」の思想家ととらえる。彼によって社会を秩序づける基本原理をめぐる政治哲学の歴史の延長上に位置づけなおされた、スコットランドの経済的自由主義の定礎者は、権力と権力の衝突や闘争が遍在する世界をいかにして秩序だった社会へ導くかという問題への応答として「市場社会」を考案する。社会契約論者ホッブズは、マキアヴェリがときに称揚もした社会分裂を自然状態 (State of Nature) における自然権の領域に封じ込めることで、そこから決定的に切断された法治国家 (Civil State) における秩序の可能性を弁証しようとした。これに対して、スミスは市場機構をつうじた諸利益

の自然的調和の理論を確立することにより、自然状態と市民社会の区別をふたたび不要ものにしてしようとする⁶²⁾。社会契約や非社会的な自然状態の観念そのものを廃棄しようとする根強い傾向が、スコットランド啓蒙の基底にはある。二つの状態のあいだに決定的な切断をもちこむことなく、したがって絶対的な主権の確立を問題とすることなく、社会的な自然状態を一元論的に想定してそこにあらためてマキアヴェリが社会分裂として描いた事象を呼びもどす。それでも、市場機構が諸個人の利益の調和を実現するがゆえに、あるいは分業による労働生産力の改良が不平等を残存させつつも全般的富裕を実現するがゆえに、社会内部に遍在する分裂は、決して権力間の致命的な対立へと行き着くことはないといわれるのである。

この反マキアヴェリとしてのスミスは、「政治的なもの」を社会の外部——たとえば自然状態——へと封じこめるにとどまらず、それそのものを消去し完全に超克することをのぞむ自由主義の根源的な欲望を表すものだといえるだろう⁶³⁾。この点でスミスの反マキアヴェリ的性格は、政治的なものに対する拒絶にその本質をみる、自由主義についてのカール・シュミット概念規定にほとんど一致する。自由主義が抛って立つところの個人主義は、「個人の原理的に無制限な自由や私有財産、自由競争に対するいかなる侵害や脅威も「暴力」である」ととらえ、「それ自体で悪しきもの」だと考える。政治体がときにその成員の生命の犠牲をも要求するものであるなら、それは自由主義思想と折りあうものではありえない。ここでは「脱軍事化され脱政治化された諸概念の体系」が追究され、「闘争という政治的概念は、自由主義思想にあっては、経済の極では競争となり、他方の精神の極では討論となる。「戦争」と「平和」という二つの異なった状態の明瞭な区別は、永遠の競争と討論という動態にとって代わる」⁶⁴⁾。

政治と社会の関係の再編——正義概念の転換と市場経済を支える統治

スミスがロックとプーフENDORFを引き継ぐ形で完成させることのできた貧者の必要と富者の正義との調和は、誕生しつつあった政治経済学による旧来の政治哲学の超克と、社会思想としての経済的自由主義の下で新たに再編された政治と社会の関係をさししめしてきている。これは、ホントとイグナチエフの研究で直接に論じられてはいないが、これをロザンヴァロンのスミス論へと接続することで十分に示唆されることのように思われる。というのも、じつは『ユートピア的資本主義』の議論は、その当時コレージュ・ド・フランスの講義のなかでミシェル・フーコーが進めていた統治性研究のプログラムとつよい影響関係にあるからである⁶⁵⁾。以下であきらかなように、ここまでホント＝イグナチエフとロザンヴァロンの研究を結びつけることで展開してきたスミス解釈は、18世紀における統治理性の転換についてのフーコーじしんの描写と大きく符合するようにみえる⁶⁶⁾。

第一に明らかなのは、理論上スミスの体系にあっては政治の領域がいつそう狭められ、その

分だけ自由な市民たちの分業と交換に委ねられた領域がさらに拡大したということである。近代自然法学の伝統が絶えず最小化しようと試みてきた国家権力にもとづく政治の領域のなかでももっとも「政治的」であったといえるのが、「必要はすべての法を侵犯する」⁶⁷⁾という中世の教会法とローマ法の原則によって正当化された「必要性〔切迫性〕の政治」である。法を宙吊りにしてしまう例外状態——とはいえ実定法より上位にある「神の法」や「公共の安寧」が引き合いに出されたのだが——と結びついた必要性の政治は、自然法学派がこれを不完全権に分類することを通じてその発動を抑制しようとした対象であったが⁶⁸⁾、経済学の言語は、貧民の必要が所有権を保護する正義の法を犠牲にしなくても十分に満たされうること、あるいはむしろ、所有の正義を確たるものとして保障するかぎりでも最下層の民衆でさえ生存に必要な食糧が入手できる状態が担保されることを明らかにして、必要性の政治の余地を消去した。ここでは貧民の必要ないし窮乏は、分配的正義はもちろんのこと不完全権としても問題とはならず、強制力を行使する国家が関与することのない個人の慈恵の問題へとすっきり移しかえられている。国家が主体となる政治の領域に残ったのは、いわば真正の意味で「政治的」とはいがたい政治、つまり司法行政の規則的な執行による交換的正義の堅持のみであり、そのかぎりでも国家の最小化と自由な市場経済の領域の最大化が図られる。国家の役割を交換的正義に限定するこの消極的正義論の成立は、スコットランド啓蒙において誕生した社会思想のひとつの到達点として位置づけることも可能なものだ⁶⁹⁾。

第二にいえることは、かつて政治の領分とされたことの多くが分業と交換にもとづく市場へと移譲されただけではなく、消極的概念へと転換した正義・司法の維持という政治に残された役割も、いまや市場の働きを他の目的のために規制したり制約したりするものではないという点である。なるほど、正義概念の転換によって、国家が果たすべき役割は対象領域としてはかつてなく限定されたとはいえ、国家の政治的活動そのものが不要になったわけではまったくない。政治的統治による所有権の確証、つまり正義が一般規則として実定化され強制力によってその執行が裏づけられることは、所得分配を保障しつつ労働生産力のかつてない増大を生み出す商業社会が成立し発展するうえで必要不可欠な条件である。しかも、厳格に限定されたいくつかの正義の実現を目的とするのであれば、そのために用いられる権力や資源は必要十分な量を調達することが許され、巨大な規模の統治機構の存在も正当化される。だが、国家の活動の性格が質的に変化している点を見逃してはならない。必要性の政治と比べた場合の交換的正義の政治は、まずは国家の働きの著しい規則化によって特徴づけられる。しかし、この規則性という特徴のさらに根本にあるのは、市場経済からの要請に即した形での国家機能の再編という事態である。政治に期待される役割は、もはや市場経済を何らかの外在的な目的のために規制することではなく、市場経済それ自体を目的として、それが自律的に作動するための条件を整備することにある。統治の営みは、市場から独立した固有の善や目的をもって、たとえば市場

がときに垣間見せる非人間性や暴力性を規制するといったものではなくなった。そうではなく、市場経済が自らの存立のために必要とする諸条件——その中核が私的所有権の厳密な保護である——を作り出すことが、国家には求められるのである。つまり、少なくとも理念上国家は、市場とは別の目的のためにときに市場に抗して活動する主体であることをやめ、市場のために、市場を目的として、それが要請する諸条件を実現しようとする機構へと変貌したのである。というのも、かつて市場の外に存すると考えられてきた貧民の必要と社会秩序の維持という目的は、実は市場自身によって十分に実現されることが判明したとされたからである。ところで、必要ではなく正義が国家をつかさどる理念となれば、例外を設けない規則的な法の執行がその特質となるのは当然であるだろう。

以上のように、必要と正義の問題に対するスミスの経済学的言語にもとづく応答は、正義を消極的概念によって再定義することを通じて政治的領域の最小化と経済的領域の最大化を図るとともに、市場経済にたいして規制的ではなくもっぱら産出的な役割のみを政治に割りふること、政治と社会の関係を根本的に再編する道を開いたといえる。ここにおいて、市場経済を实体とする社会が政治にたいして理論上の優位を獲得し、国家の政治的過程は社会からの要請に応えることをその本質とするようになる。国家は、市場にたいする規制的権力から産出的権力へと転換を遂げるのである。スコットランド啓蒙の底流をなす理論的課題が、国家中心の古典的政治哲学を転換し、やがて国家から区別されて「市民社会」と名づけられることになる経済空間を中心にすえた体系をつくりだすことになったとすれば、それはスミスにおいてたしかに一つの完成をみる。

4. 啓蒙のコスモポリタニズム —— 国際競争 vs 穏和な商業

前節までの議論によって、スミスの政治経済学が革新された統治の技法としてこそ理解される理由、そして統治論としてのスミス経済学に認められる主要な特質とが、おおよそあきらかになったといってよいだろう。最後に本節では、統治論の系譜のなかでスミスがなした理論上の革新によって、スミス経済学が国内統治における市場社会のヴィジョンとならんで、国家間関係についても革新的なヴィジョンを提出した点を論じる。ロザンヴァロンは、スミスが政治哲学の伝統にもたらした革命的な成果を、このふたつの領域に求める。二つめの国際経済をめぐる観念の転回についても、同様に『ユートピア的資本主義』以降のスミス研究をふまえながら、彼のスミス理解を再検討する必要がある。

資本投下の自然的順序と愛着の自然的順序

本節では、まずは純粋経済学的な観点からのスミス理解——とりわけ現代の新自由主義に

引きつけた非歴史的な把握——が陥りがちな誤解について一瞥することで、スミスが描く商業社会の基本像を確認することからはじめなければならない。その誤解とは、のちにデイヴィッド・リカードウが説くことになる生産費の比較優位にもとづく国際分業体制に、スミスの商業社会像を重ね合わせて把握しようとする経済学の伝統に由来するものである。スミスは商業社会という語によって、決して少数の特定産業に特化したモノカルチャー経済の形成と、その間の自由な国際貿易によって資源の最適配分が実現された世界市場とを思い描いたわけではない。通念に反して、スミスはこのような意味での自由貿易の擁護者ではありえない⁷⁰⁾。スミスが分業にもとづく商業社会として想定していたのは、端的にいえば一国の国内市場における分業と交換（国内商業）の体制であった。ここで実現されるのは、リカードウのいう比較優位にある単一産品やポール・クルーグマンのいう戦略的産業政策によって国際競争力を高めた特定成長産業に、資源が集約的に配分され資本投下されるといった状況ではない。そうではなく、農業と製造業と商業がそれぞれに発展を遂げた、均衡のとれた多元的な国内経済こそが、スミスの商業社会観の根幹にあるものである⁷¹⁾。スミスが少なくとも理論上は自由貿易を擁護したのはたしかである。だが、それによって実現されることになる「自然的秩序」にかなった商業社会とは、優位産業に特化した各国経済間の自由貿易体制などではなく、農工商の均衡がとれた弾性に富む国内経済と、国内需要を超過した余剰生産の国際貿易とからなる世界であった⁷²⁾。当時のスミスの見通しでは、重商主義政策によって利益率の低い国際商業と金融に資本の流れが人為的にむけられているために、自由貿易を推進すればむしろ利益率の高い農業と国内製造業に投資がなされるようになり、結果として社会全体の生産性も増進することになるはずであった。スミスが考えた貿易の自由化は、基本的には国際的な経済関係から資金をひきあげてそれが国内産業に流れるようにするための政策だったのである。

それでは、スミスが「事物の自然のなりゆき」に従えば自ずと農工商の均衡のとれた国内経済が実現するとしたのは、どのような論理にもとづいてであったか。均衡ある国内経済——公共善が実現した状態——が国家（ステート）の意図的で作為的な活動を通じて達成されるといった理解は、のちのフリードリヒ・リストのものではあっても、スミスのものではない。では逆に、共和主義者が政治の領域について主張したように、ときに私的利益を犠牲にしてでも各人が公共の利益を意図しその実現をめざして意識的に行動することによって、社会全体の利益にかなった経済の均衡状態が実現されるべきなのか。スミスによれば、それもまた近代の文明社会の本質をとり逃した認識である。社会全体を計画的に統制しようとする統治権力はもちろん、公共の利益を各々で志向し行動するような有徳な市民も、経済上の公共善の推進のためには、不要であるばかりかときに有害でさえある。資本家の投資先の選択も、決して各人が国内経済全体の均衡を考えて決定されるわけではない。資本家が見出そうとしているのは、その資本の「もっとも有利な用途」であり、「彼の眼中にあるのは、まさに彼自身に有利であるか

どうかであって、その社会に有利であるかどうかではない⁷³⁾。具体的にいえば、「国外商業を支持するより国内産業のそれを選好することによって彼が自分自身の安全だけを意図し、またその生産物が最大の価値をもつようにこの産業を方向づけるといとき、彼は自分自身の利益だけを意図している」のである⁷⁴⁾。だが、この資本家の私的利益の追求が、結果として、個々の意図のうちにはなかった公共の利益をもっともよく実現する。すなわち、各々の資本家はもっぱら自らの利益を目的として行動する結果、投資は農業、製造業と国内商業、そして最後に国外商業という自然な順序で行われ、公共の利益の最大化が達成されるというのである。これが「見えざる手」の論理である⁷⁵⁾。

それでは、各個人がミクロ的行為の次元においてこのような投資行動をとるのはなぜか。スミスは経済主体の複数の動機を挙げており、最終的には、農業資本が賃金や利潤だけでなく地代という「三人目の子ども」を生む点で他の投資先よりもより多くの付加価値を生産し分配するという、ケネーを引き継ぐ農業投資の有利性のテーゼが、ミクロな経済主体の行動も動機づけていると解釈することは可能かもしれない⁷⁶⁾。だが、少なくとも同程度に重要なミクロな投資行動の動機として、国内投資の確実性や安全性の認識がある。資本家は、「自分の資本をできるだけ身近なところで、したがってできるだけ多くの国内の勤労〔産業〕を維持できるように使用しよう」とつとめる。すなわち、どんな個人も投資に際しては「自分自身の儲け (his own gain)」とともに「自分自身の安全 (his own security)」を顧慮するが、それが結果「国外の産業よりも国内の産業の維持」を選んだことになるというわけである。利潤率がほとんど等しい場合であっても、「卸売商人は誰であれ消費財の外国貿易よりも国内取引を選好する」のは、「消費財の外国貿易では彼の資本はしばしば長いあいだ彼の視野の外にあるが、国内取引では決してそういうことはなく、この方が彼は自分の信任する人びとの性格や立場をよりよく知ることができる」からである⁷⁷⁾。また同様に、製造業よりも農業への投資が選好されるのも、人間が本性的な愛着を示すとされる土地にもっとも深く根ざした農業こそが、ほとんどの人びとにとってより身近で勝手を知っている対象であり、確実性と安全を保障してくれるからである。

このように、投資においても個人が自らの利害関心にしたがって行動した結果として、農業、製造業、外国貿易という投資先の自然的順序が導かれるのだといえる。ここで注意しなければならないのは、スミスが人間の自然的性向として想定しているこの「自愛心」が、ホップズやバーナード・マンデヴィルが考えたような原子的個人の利己性と同じものではないという点である。それは、その実超越論的ともいべき経験的な自我とそれが対峙する世界という主客に二元化された理解とは異なって、愛着の自然な同心円構造と結びついた自愛心である。より身近なものにより大きな愛着を覚えるという人間本性の傾向は、たしかに、他者よりも自己を優先するのであるが、同様に見知らぬ他者よりは家族や友人や同じ地域の住民に同一化し、外国人よりは同胞の国民に同一化するという形で、同心円的な拡がりをもった感覚でもある。この

ような開放系ともいうべき「自己」のあり方は、原子としての主観的自己のほかはすべて等しく外界として自らと対峙していると捉えるホッブズの人間論とは大きく異なっている。そして、自己・家族・地域共同体・国家・人類といった順序でより近い存在により大きな安心と確かさを感じ受ける「自己愛」のこの構造こそが、利潤率に大きな違いがない場合であっても外国貿易よりも製造業、製造業よりも農業に資本を投下しようとする個別の経済主体の行動を、自然な仕方では導いているのだとみることができるだろう。

それゆえスミスの商業社会論は、一方では共和主義的カントリの「農業共和国」や重農学派の「農業君主国」の理想にたいする一定の批判をたしかに含意していたが、もう一方では国際貿易に偏重する重商主義にたいする批判を意味していたのである。当時の思想的文脈のなかでスミスの議論を把握するなら、スミスは何よりもまず国際貿易と金融を不自然なまでに重視する重商主義の産業政策を論駁するために自らの経済学を展開したのだという点が理解されるだろう。このもっとも基本的な構図を見落とすとき、国際経済の下での資源の最適配分の機制を解明して自由貿易を主張した「古典派経済学」という理論的範疇の下に、リカードウに連なる存在としてスミスを位置づけるという非歴史的な理解が、容易に成立することになる。しかし、歴史的な観点を踏まえれば、このような捉え方に決定的な問題が含まれていることは明らかである。当時であって自由貿易か保護貿易かという対立軸は、経済発展の順序をめぐる対立軸に比べれば、副次的なものであった。国際貿易と金融を農業や工業の発展に先行させるべきなのか、それとも国内の農業や工業が先駆けて発展し、国際貿易には最後に資本が投下されるのが自然な順序だと考えるのか、この対立こそが当時の中心的な論争点だった。スミスが自由貿易を唱えたのは、あくまでそれを通じて後者の自然な発展順序にしたがった国内経済が成立すると思ったからであり、決して分業が極端に進行したボーダーレスの世界経済を実現しようとしていたのではなかった。まったく反対に、スミスはそのような特定産業に偏重し均衡を欠く経済構造を修正することを求めていたのだ⁷⁸⁾。したがって、スミスとリカードウは、同じような産業政策を肯定しているようにみえても、歴史的には同床異夢の存在だといえるべきなのである⁷⁹⁾。

反重商主義の国際経済思想

スミス自身の商業社会像は、かくして、リカードウの国際経済の理解や現代の新自由主義者が掲げるグローバル市場のヴィジョンとは大きく異なる。いずれの立場も、理想的状況において政治的なものが経済的秩序によって超克された世界を想定している点では選ぶところはない。けれども、市場社会が自生的に形成する秩序が結果としてどのような構造をもつことになるのかという点では、両者のもつ像のあいだには小さくない隔たりがあった。スミスは国際貿易や金融に偏重した不安定な経済構造を人為的なものとして排し、経済発展が自然な順序で進行す

れば、自ずと農工商の均衡のとれた国内経済が構築されると考えたのである。しかしながら、スミスが批判の焦点にすえたのはたしかに重商主義政策によって肥大化する金融ないし貨幣利害（moneyed interest）ではあったが、とはいえ彼は土地利害（landed interest）を擁護する共和主義的カントリや農本主義に与したわけでもなかった。スミスは農地を、政治参加を可能にする条件である財産（property）として共和主義的な観点からとらえるよりも、あくまで富（wealth）の観点から評価した。しかも彼は、土地はたしかに投資の対象として相対的に高い生産性を有するものの、高い労働生産性の源泉は土地そのものではなく分業にこそあるとみた。蓄積された余剰生産物が資本として農業に十分に投下されたあとでは、投資は製造業、さらには商業へとむかっていく。この段階においては、労働生産力改良の最大の源泉は、分業にこそあるとされる。この論理によって、投資を国際貿易へと偏重させる重商主義だけでなく、農業への過剰投資を帰結しかねない重農主義もが批判されることになる。富の源泉としての労働は、もはや土地と不可分であることをやめ、土地ではなく分業が労働から最大の富を引き出す要因となる⁸⁰⁾。スミスは労働生産力改良の最大の要因を、農業のような特定の産業ではなく分業という事態そのものに求めているのだ。ここにこそ、文明化の先端にある社会形態が、農本社会ではなく分業にもとづく商業社会にあるとされる所以がある。

ロザンヴァロンも、まずは重商主義政策の国外重視と自由主義の国内回帰という対比をとり上げる。重農主義者もスミスも基本的に外国貿易を重視せず、国外市場はすでに組織化されている国内市場を補い延長したものにすぎないと考える。自由主義を自由貿易の要求と同一視する通俗的な理解では、このような主張を統合的に理解することはできない。自由主義の核心は別のところに求めるべきであり、貿易の自由化はただそこから派生的に生じる要求にすぎないのである⁸¹⁾。ジェームズ・スチュアートによる瞠目すべき人類史の叙述において強調された18世紀の外国貿易から国内商業への回帰は、ロザンヴァロンによれば、国民とそれを同定する国境の概念に対する認識の変化をともなっている。17世紀的な重商主義の観点からは、「国内」という概念は具体的な経済活動の内実から導かれる実体的な概念というよりは、ただ国外との差異のみによって規定されうる関係的な概念であった。国境が与えられさえすれば、国外との対比によってネーション（国民）という単位はその内実に立ち入ることなく定義することができたのである。金属貨幣に富の本体を認めただうえで、貿易差額を通じてその国内への蓄積を図る重商主義の見解は、このような国民概念を典型的に表しているだろう。これに対して、「18世紀になると、国民というものを経済的に《充滿させる remplir》ことを目的とすることが可能になる」⁸²⁾。国内の経済空間が組織化・構造化されていく仕組みに注目が集まり、国境ではなく国内経済についての理論が展開される。そこで問題となるのは、もはや国内/国外の区別ではなくて都市/農村の区別であり、国内の異なる地域間の分業こそが国富の増進をもたらす主たる要因だと考えられるのである。

スミスの自由主義の経済理論は、国民経済を（都市化の進展に違いのある）諸地域間の交換と分業からなる複合的全体という実質的概念によって理解し、これにともなって国外や国境の概念はそこから付随的に生じるにすぎないものとなる。そこでは、従来の重商主義のもとでの政治的な国境概念にもとづく国民の規定は原理上は解体され、あらためて交換と分業の機構にもとづいて「国民」が再構築されているのである。それは自然地理的に与えられた諸条件——それに由来するとされる「自然国境」——とは何ら必然的な関係にはない。スミスのいう「市場の大きさ」のみが、国民の規模を決めるのである。つまり、国民とは交換と分業の拡がりのことなのだ。このことはまた、政治地理とは理論的にはまったく関係をもたない経済地理上の概念として国民が再定義されたことをも意味している⁸³⁾。というのも、「価格の一般地理 (géographie générale des prix)」⁸⁴⁾の働きだけによって構造が与えられた経済空間として国民を理解するなら、それが王朝間の抗争によって帰属がめまぐるしく変わる政治的領土と一致する理由などないからだ。このことから、ロザンヴァロンは「自由放任か統制経済か、というよりもむしろ、市場空間と地理的領土を区別するか否かこそが自由主義と重商主義の真の断絶を画するものだ」と論じる⁸⁵⁾。スミスが北アメリカ植民地の独立を容認したのも、この観点から理解できる。政治的に規定された境界はスミスの論理からすれば一義的な重要性はもちえず、ただその領域が内部の諸地域を相互に有機的に結びつけた市場空間を実質的な意味で形成しているかどうかのみが、判断基準となる。スミスの目には北米への植民は「必要の結果」とは映らない。むしろ現状は、市場の大きさを拡げて国富を豊かにしているどころか、独占的商事会社によって国民の資本が本来必要な以上に植民地貿易に分配され、その結果市場の均衡は破壊されて自然な順序になかった資源の適正な配分が歪められてしまっている。交易は、国民全体の利益を犠牲にして、政府によって後押しされた一部の特権商人の利益に資するものとなっているのである。「独占貿易とは、ある特定の社会階級の利益になるように資本と収入を配分することにほかならない」⁸⁶⁾。国民の利益は、このような理論体系のなかでは市場の大きさという概念に収斂する。他方、市場空間から区別された政治的領土にともなう行政機構は、市場の規模と一致しない場合には、市場が実現するはずの最適な分業と資源配分を阻害する方向にもっぱら作用するものとみなされるのである。

市場の大きさによって根本的に再定義された経済的な国民概念は、本質的に国境をもたない。18世紀の国内回帰の局面では、たしかに国内経済を《充滿させ》諸産業の分業により実質的に構造化された市場空間を確立することが課題となったが、しかし市場の大きさは、交換力の増大にしたがって政治的境界とは無関係に拡大を遂げるものである。それゆえ、自由主義はまずは重商主義によって歪められた国内経済を自然になかった分業構造へと修正することからとりかかるが、それが達成されれば、次いで国内と国外の概念的区別を解消し、交換力の増大に比例した市場の拡大を追求するのだ⁸⁷⁾。ロザンヴァロンは、スミスの市場概念をテュルゴアの

それとも重ね合わせて、「等質空間（espace homogène）」を構成するものとして理解するが⁸⁸⁾、すでに本章で論じたように愛着の秩序に裏づけられた投資の自然的順序がスミスの想定する国民経済の構造の大きな規定因になっていることを鑑みるならば、このような理解には一定の留保が必要であろう。だがそれでも、スミスの革新的な国民概念が、重商主義の世界戦略とはまた異なる〈グローバル経済〉のヴィジョンを原理において含みこんでいることは否定しがたい。重商主義と結びついた古典的な政治算術は、「一定の領土の上で、法的・政治的・軍事的・経済的な各空間がたがいに重なり、一致することにもとづくものだった」。ところが、自由主義経済はそのような領土の単一性を断ち切り、政治的空間からの「脱領土化（déterritorialisation）」を遂げる。市場とは、「政治や自然によって決められた境界よりも小さい場合もあれば大きい場合もあるような、そうした可変的な次元に属する地理的現実」である⁸⁹⁾。この理想的には領土に一切とらわれることのない国民と市場社会の概念は、スミスに先だって、カンティヨンやガリアーニによってただ「時空的な価格差によって構造化されたもの」としてとり出され、その結果、外国貿易と国内商業を同一の次元に置いて把握することが可能となった⁹⁰⁾。

ここからロザンヴァロンは、「世界経済市場という帝国」をスミスが唯一承認しうる帝国だと考える。それは、「あらゆる領土区分を共通の同一性を諸人民に取り戻させてくれる」ような帝国である⁹¹⁾。その現実的困難を知りつつも「あらゆる国民が輸出入に関して自由である崇高な制度をとるようになれば、一大大陸を分割している諸国は、一大帝国の諸州のような存在になるであろう」⁹²⁾と述べるスミスは、政治の宗教的従属からの解放をはたした国民国家により解体されたキリスト教会の普遍的共同体を、まったく別の形で再興しようとする。彼は「国民国家という過渡的な姿が、困難をともしつつも、緩やかに消滅していこうと予告することで、西欧世界をふたたび開かれた状態にする」というのである。キリスト教帝国に代わってスミスが夢見るのは、「国境を撤廃する分業の生産力学によって再構成されるような世界」である⁹³⁾。世界君主政の野望をかかげたカール5世やルイ14世は、結局のところ国際関係をいたずらに混乱させヨーロッパを戦乱の嵐にまきこんだだけだったかもしれない。だが、政治的統合の野望とはちがって、経済的な世界帝国の建設は原理上は平和のうちに実現されるはずである。反マキアヴェリ的な「政治を実現するものとしての経済」は、国内だけでなく国際関係の領域にも応用可能である。「商業の精神」は、「征服の精神」とは対照的に非ゼロサム・ゲームの世界を構成するだろう。のちにリカードウが比較優位の理論として示すように、どの国民もまったく損失を被ることなく全体の経済的利益を拡大することが可能だからである。ここにおいて、市場の大きさによって経済的に再定義された国民は、可変的な境界をさらに拡散させていき、世界市民の懐へと溶け込んでゆく。啓蒙のコスモポリタニズムは、少なくとも理論上の可能性として、スミスをはじめとする自由主義の経済理論によりそのたしかな基礎を与えられたかにみえたのだ。

国際競争 vs 穏和な商業, 二つの国際経済ヴィジョン

自由貿易か保護貿易かという二分法のみによつて依拠した場合に生じる、国際主義としての自由主義と閉鎖的で保護主義的な重商主義という対立図式がほとんど誤謬であるといわざるをえないのは、もはやあきらかであろう。18世紀の段階において自由貿易によつて実現されると考えられたのは、むしろ対外貿易よりも国内産業に投資がむかう「国民経済」だったのであり、これと対立する重商主義こそが「グローバル経済」の推進者とみなされたのである⁹⁴⁾。重商主義の保護貿易が国内産業を空洞化させ、他国の状況に大きく依存するような特定産業に偏重した不安定な経済構造を作りだすのにたいして、自由主義者がめざしたのは農業を基盤に製造業と国内商業がバランスよく発達した多元的な経済構造であった。

このもっとも基本的な構図を確認したうえで、しかしそれでは自由主義が国際経済への志向性をもたないのかといえ、そうではないということも認識されねばならない。18世紀のある段階までは、国外を志向する重商主義にたいして国内回帰をはかる自由主義という図式が成立するものの、自由主義をもつばら「国内経済」論として把握するならばまた別の誤りを犯すことになるだろう。政治的境界の内部を交換と分業の網の目によつて十分に充溢させたならば、自由主義経済はやがて国境の外へと市場を拡大していく。この国民経済は、それじたいがきわめて伸縮的な実体として、主権国家の地理的境界を容易に越境してしまう。そこには、重商主義のそれとは異なるもうひとつの国際経済のヴィジョンが存在しているのである。

絶対主義の統治は、秩序問題にたいする政治学的応答によつて国内平和を実現しえたかもしれないが、国際関係については利害の深刻な対立を調整する何らの機制ももちえなかった。それゆえ、国家間の関係はあいかわらずゼロサム・ゲームとして理解され、国際競争は限定された富の争奪戦として、政治的対立の構造とすっかり重なりあう。これにたいして、自由主義者のヴィジョンは国家間関係を政治ではなく経済の領域としてとらえるものであった。軍事的関係とはちがって諸国家間の経済的関係は非ゼロサム・ゲームを構成するために、あらゆる国家がその恩恵にあずかることができ、共存共栄の可能性がきりひらかれるだろう。そうだとすれば、国内秩序を諸利益の自然な調和という非政治的解法によつて説明した自由主義者にとつては、国内と国外とは本質的な区別は存在せず、両者をつらぬいて経済的な均質空間が広がっているだけのようにみえるのである。そこで行われる商品交換は重商主義的な国際競争ではなく、相互利益をもたらす「穏和な商業 (doux commerce)」として現れる⁹⁵⁾。各国民経済は、従来の政治的領土にとどまるならやがては分業が限界にまで達して経済的な充満状態となり、それ以上の経済成長が見込めない定常状態へと収束するであろうが、分業による交換力の増大にあわせて市場規模を規定する国民経済じたいが可変的に拡大をとげるとすれば、そのような限界は大幅に乗り越えられることになる。主権国家の枠組みに拘束されずにそれぞれの国民経済が拡張を続けていくとき、そこには啓蒙のコスモポリタンたちが夢想する、非政治的な帝国の

すがたがゆっくりと立ち現れてくる。

しかし、その後の歴史の展開は、この二つの国際経済のヴィジョンのどちらを支持しているのだろうか。自由主義的な帝国の夢は、スミスが克服の可能性を示唆したはずの国際的な景気循環のなかで、諸々の帝国主義のあいだのあからさまな政治対立へと繰り返し解体していく。ヨーロッパに平和を打ち立てるべく拡大と相互依存を深めていった国際経済は、いつのまにか限られたパイの争奪戦に様相をかえる。それでも自由主義者たちのユートピアは、何度となくふたたび夢見られてきたのも事実である⁹⁶。この反復のなかで、しかし「甘美な交流（doux commerce）」の理想が、歴史の試練にさらされる以前に啓蒙哲学者たちを捕えたようなかたちで再度すがたをみせはしなかったことだけはたしかである。

おわりに——市民社会と権力

しばしば権力的実践から超越して客観的分析をおこなった社会科学の初期の古典と目されてきた『国富論』が、統治者のための技法論の系譜のうちに正当に位置づけられることを主張してきた本稿の議論は、最後になってふたたび政治性の否定の究極的な試みにたどりついたようにもみえる。けれども、かつてフーコーが喝破したように、政治性の否定や隠蔽ほど政治的な振る舞いはない。統治理性はみずからを消去することでその真の目的を達成する。より少なく統治することでより善く統治されるような次元がある。あるいはむしろ、主権権力と区別された意味での統治技法とは、そのユートピア的な到達点において大文字の権力の行使をいっさい省略して善く統治された社会を実現しようとする実践だとさえいえるかもしれない。

経済秩序としての「市民社会」は、このような統治性がユートピアとして描く社会構想である。その理想を批判的に対自化することがここでの試みであったと意味づけることもできよう。権力なき社会の理想は、スミスの新自由主義的解釈者が「自然的自由の体系」に見出そうとしたところのものであったが、それはまた戦後日本の市民社会派の知識人たちが市民社会という語に仮託しようとしたものでもあった。市民社会派は、少なくとも主観的には、のちに台頭してきた新自由主義とは政治的に対極の立場にたっていると考えたが、じっさいには彼らの国家権力批判や科学主義は、その論理において新自由主義者の市場中心的な社会観と地続きであったといわねばならない⁹⁷。権力から自由な市民社会の合理性の神話を即自的に受けとるのではなく、しかし同時にそれを単なる虚偽意識として棄却してしまうのでもなく、市民社会の反政治的政治性を、あるいは反権力的権力性を慎重に見定めることから、近代人アダム・スミスの読解は新たにはじめなければならない。

付記 本稿は、2013-2014 年度科学研究費補助金・特別研究員奨励費「主権と共和主義研究からの 18C 思想史の読み直しに基づく近代的「社会」概念の再検討」による研究成果の一部である。

注

- 1) 戦前の日本資本主義論争を端緒とする講座派マルクス主義の成立から、高島善哉、内田義彦、平田清明ら戦後の市民社会派にいたる歴史的過程を概観した文献として、以下を参照。坂本達哉「日本におけるイギリス思想史研究の一特質——いわゆる「市民社会」論の伝統をめぐる」、『ヒューム・希望の懐疑主義——ある社会科学の誕生』、慶應義塾大学出版会、2011 年。植村邦彦『市民社会とは何か——基本概念の系譜』、平凡社、2010 年。
- 2) 佐伯啓思『アダム・スミスの誤算——幻想のグローバル資本主義（上）』、PHP 出版、1999 年、16-28 頁。
- 3) ここでスミス研究について指摘した事態は、今日思想史研究全般についても等しく妥当するものだといえるだろう。以下を参照。犬塚元「拡散と融解のなかの「家族的類似」——ポーコック以後の共和主義思想史研究 1975-2007」、『社会思想史研究』、32 号、2008 年。
- 4) スミスの経済学をその「社会科学体系」の総体のうちに位置づけようとしたコンテクスト主義の初期の研究者として注目されるのが A. スキナーである。アンドルー・スキナー、川島信義・小柳公洋・関源太郎訳『アダム・スミスの社会科学体系序説』、未来社、1977 年。
- 5) 正義論としての狭義の法学とポリス論との区別は、『法学講義・B ノート』で目次構成に明確に反映されると考えられるが、渡仏直前に行われたこのグラスゴーでの講義におよそ 15 年先だって、初期のエディンバラ講義ですでにこの区別が決定的だったとみる向きもある。Nicholas Phillipson, *Adam Smith: An Enlightened Life*, Penguin Books, 2011, pp. 114-117.
- 6) 詳細は、次の拙稿を参照。上野大樹「公共圏としての共和国」、富永茂樹編『公共圏と親密圏の弁証法（仮題）』、京都大学学術出版会、2015 年刊行予定。
- 7) たとえば以下を参照。睦目卓生「アダム・スミスの構想——人間の心と市場経済の調和をめざして」、ジェイムズ・バカン著、山岡洋一訳『真説アダム・スミス』、日経 BP 社、2009 年、194-209 頁。同『アダム・スミス——『道徳感情論』と『国富論』の世界』、中公新書、2008 年。この論点は、『道徳感情論』と『国富論』という二大著作のあいだでの矛盾もしくは整合性をめぐるいわゆる「アダム・スミス問題」に関連する。睦目が、両者の一貫性を主張することで『国富論』で表明されたスミスの経済学を背後から支える「人間的基礎」を与えるものとして『道徳感情論』の重要性を強調するのにはたいし、両著作は結局のところ矛盾しており、そこに道徳的次元を放棄して近代人の利己的な利益追求行動の正当化にむかったスミスの変節を見出そうとする見解もなお根強い。たとえば以下を参照。ケネス・ラックス著、田中秀臣訳『アダム・スミスの失敗——なぜ経済学にはモラルがないのか』、草思社、1996 年。またこのアダム・スミス問題全般について、両著作が首尾一貫していることを論じた古典的著作として次のものが挙げられる。A. L. Macfie, *The Individual in Society: Papers on Adam Smith*, Routledge, 2010. [船橋喜恵・水田洋訳『社会における個人』、ミネルヴァ書房、1972 年。]
- 8) とりわけ立法者に求められる徳目が消極的に規定された正義をはるかに超えるもので、自然的自由の体系を確立し維持する最小限の政策でさえより積極的な公共精神の発揮が不可欠であることが次の研究で指摘されている。Knud Haakonssen, *Natural Law and Moral Philosophy: From*

Grotius to Scottish Enlightenment, Cambridge University Press, 1996, pp. 148-150.

- 9) 必ずしも合理的経済人仮説の相対化を中心的な意図にすえたものではないが、スミス経済学の道徳人間学の基礎とならんで神学的基礎にも焦点をあてた著作として、次のものを参照。田中正司『アダム・スミスの自然神学——啓蒙の社会科学の形成母体』、御茶の水書房、1993年。
- 10) この観点に関連して、理論的な自然神学と密接にむすびついた自然哲学（自然学）の成果が、スミスの経済秩序の観念に重大な影響をあたえているとする解釈も存在する。長尾伸一『ニュートン主義とスコットランド啓蒙——不完全な機械の喩』、名古屋大学出版会、2001年。同書は、自然哲学の実験的手法にもとづいて道徳哲学を再構成しようとするニュートン主義の動向に注目しつつ、それが単なる機械論的自然観ではなくて壊れやすく不完全な機械というコア・イメージを有していた点を指摘して、スミスの市場経済観のうちに認められる動態性と時間性の要素を析出している。
- 11) 統治の発展史をもふまえつつ、スミス経済学に内在してそこでの国家の役割の重要性を指摘した研究として、Andrew Skinner, *A System of Social Science: Papers Relating to Adam Smith*, 2nd edition, Oxford University Press, 1996, pp. 183-207.
- 12) 統治と生活様式の発展史に注目した代表的な研究として、Peter Stein, *Legal Evolution: The Story of an Idea*, Cambridge University Press, 1980, chap. 2. [今野勉・岡崎修・長谷川史明訳『法進化のメタヒストリー』、文眞堂、1989年。]; Ronald Meek, *Social Science and Ignoble Savage*, Cambridge University Press, 2011 (First published 1976), chap. 4.
- 13) 以下を参照。Gloria Vivenza, *Adam Smith and the Classics: The Classical Heritage in Adam Smith's Thought*, Oxford University Press, 2001; Ryan Patrick Hanley, *Adam Smith and the Character of Virtue*, Cambridge University Press, 2009; 渡辺恵一「アダム・スミスと古典的共和主義の再興——『道徳感情論』（初版）研究序説』、田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間——シヴィック・ヒューマンイズムの可能性』、名古屋大学出版会、2006年。同「『道徳感情論』における徳の政治学」、佐々木武・田中秀夫編『啓蒙と社会——文明観の変容』、京都大学学術出版会、2011年。
- 14) もともとブルクハルトのルネサンス理解においては、人文主義は君主政の理念と結びつくものとして語られ、人文主義的教養はもっぱら芸術作品たる国家を制作する単独者としての君主にむけられたものとみなされていた。これに対して、ハンス・バロンは人文主義のもうひとつの側面として、シヴィックで愛国的な精神が古典古代の理想からくみとられた点に注目して、それを公民的人文主義として析出したのだった。Hans Baron, *The Crisis of the Early Italian Renaissance: Civic Humanism and Republican Liberty in an Age of Classicism and Tyranny*, Princeton University Press, 1966. なお、一人支配の政治形態と結びついた人文主義的理念がルネサンス期のイタリアやイングランドに見出せる点を勘案すると、官房学にもつうじる重商主義のうちに確認されたそれを「新しい人文主義」として把握するリチャード・タックの見解には、一定の留保が必要なように思われる。Richard Tuck, *Philosophy and Government: 1572-1651*, Cambridge University Press, 1993, chap. 3.
- 15) トマス・スターキーの人文主義的政治学については次の文献を参照。Thomas Mayer, *Thomas Starkey and the Commonwealth: Humanist Politics and Religion in the Reign of Henry VIII*, Cambridge University Press, 1989.
- 16) 君主政の観念に吸収された人文主義と公民的人文主義との違いを強調する、ポーコックの以下の言及を参照。J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the*

- Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press, 1975, pp. 338-341 (田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント』, 名古屋大学出版会, 二〇〇八年); idem., *The Ancient Constitution and the Feudal Law: English Historical Thought and The Seventeenth Century*, 1987, p. 310ff. また, イタリア・ルネサンスでの君主政統治と人文主義的理想の結びつきから説きおこして, 北方ルネサンスのなかでモアを中心に両者の言説上の連関を追跡しているのが, スキナーの記念碑的著作である。Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought: Volume I The Renaissance*, Cambridge University Press, 1997 (1978), pp. 118-128, 255-262. [門間都喜郎訳, 春風社, 2009年, 134-145, 270-277頁。] ただし, 近年はポーコックがルネサンス期と内乱期の人文主義のあいだに設けた区別に再考をせまるような研究も出ている。Markku Peltonen, *Classical Humanism and Republicanism in English Political Thought: 1570-1640*, Cambridge University Press, 2004, chap. 2.
- 17) ルネサンスの人文主義的教義が『ディスコルシ』的なシヴィックな理念にも, 逆に『君主論』的なマキアヴェリズムにも変容する点を詳らかにした次の文献を参照。塚田富治『カメレオン精神の誕生——徳の政治からマキアヴェリズムへ』, 平凡社, 1991年。
- 18) 統治の技法論とスミスの関係の検討は, したがって後代のドイツ官房学ないしポリツァイ学とスミスの関係の見直しにも通じる。近年の研究状況をしめすものとして次を参照。Keith Tribe, *Strategies of Economic Order: German Economic Discourse 1750-1950*, Cambridge University Press, 1995, pp. 22-31.
- 19) ただしこの点については, 逆に顧問官の政治学と活動的生活との連関を強調する研究もある。宮廷生活もまた洗練された作法を示しあう現れの空間, あるいは代表具現的な空間であったからである。木村俊道『顧問官の政治学——フランシス・ベイコンとルネサンス期イングランド』, 木鐸社, 2003年, 第1章。同『文明と教養の〈政治〉——近代デモクラシー以前の政治思想』, 講談社, 2013年, 117-126頁。
- 20) 近年でもこのような構図を前提とした見方は決して少数派ではない。以下を参照。Dorinda Outram, *The Enlightenment*, 3rd edition, Cambridge University Press, 2013, pp. 47-53.
- 21) ハイエクはこの点で, 次のように述べるフォーブズに依拠している。「立法者神話は, 多くの理由で18世紀には盛んだった。そしてそれが崩壊したのは, おそらくスコットランド啓蒙の社会科学が加えたもっとも独創的で勇敢な攻撃によるものだった」。Duncan Forbes, “Introduction,” in Adam Ferguson, *An Essay on the History of Civil Society*, 1966, p. xxiv.
- 22) フリードリヒ・ハイエク, 矢島釣次・水吉俊彦訳『法と立法と自由I: ルールと秩序』, 春秋社, 2007年, 11頁。
- 23) フーコーの統治性研究を基底にすえつつ, 古代から中世にかけてのオイコノミア神学を探究した次の研究を参照。ジョルジョ・アガンベン, 高桑和巳訳『王国と栄光——オイコノミアと統治の神学的系譜学のために』, 青土社, 2010年。
- 24) トマス・モア, 澤田昭夫訳『改版・ユートピア』, 中公文庫, 1993年, 106-107頁。
- 25) Pierre Rosanvallon, *Le capitalisme utopique: Histoire de l'idée de marché*, Seuil, 1999 [1979], pp. ii-v. [長谷俊雄訳『ユートピア的資本主義』, 国文社, 1990年, 4-7頁。]
- 26) *ibid.*, p. 34. [邦訳, 49頁]
- 27) *ibid.*, chap. 1-1.
- 28) *ibid.*, chap. 1-2.
- 29) 以下に再録されている。Istvan Hont, *Jealousy of Trade: International Competition and the*

- Nation-State in Historical Perspective*, The Belknap Press of Harvard University Press, 2005, chap. 5 [田中秀夫監訳『貿易の嫉妬』, 昭和堂, 2009年] 以下, 引用に際しては同書の頁数を記載する。なお『富と徳』の書評論文として次のものがある。Christopher Berry, “The nature of wealth and the origins of virtue: recent essays on the Scottish Enlightenment,” *History of European Ideas*, Vol. 7, No. 1, 1986. 渡辺恵一「スコットランド啓蒙研究の新潮流——I. ホント & M. イグナティエフ編著『富と徳性』(1983年)の紹介」(上・下), 『京都学園大学論集』14巻2号, 15巻1号, 1985-6年。
- 30) 渡辺恵一はこの点に関連して次のように指摘している。「『国富論』=「政治経済学」の課題とは、伝統的な自然法学が解決できなかったすぐれて法学的な問題であったということ, しかもスミスは、この問題の解決のためには[……]「政治経済学」という〈新しい学問〉の創造をもってするほかないと判断した」(渡辺恵一「経済学の成立——スコットランド啓蒙とスミス」, 竹本洋編『経済学の古典的世界』昭和堂, 1986年, 75頁)。
- 31) この点で立法者の科学論を批判するものとして, 田中正司「『立法者の科学』論と「歴史的」方法の問題」, 『商経論叢』23巻1号, 神奈川大学, 1987年。その後のスミス政治学へのアプローチも, 経済学の外部にスミスの学問体系にとって大きな意味をもつ非経済学的な要素を見出し, それが経済学部門の前提を構成していることを論じられたものが多い。Douglas Long, “Adam Smith’s Politics,” in Knud Haakonssen ed., *The Cambridge Companion to Adam Smith*, Cambridge University Press, 2006, pp. 290-291.
- 32) 次の論文に, 為政者の「統治」の観点からのホント=イグナティエフの解釈の読みかえの可能性が指摘されている。渡辺恵一「アダム・スミス研究の動向——過去10年における内外の『国富論』研究を中心に」, 『経済学史研究』53巻1号, 2011年, 110頁。
- 33) Hont, *op. cit.*, pp. 419-421. [邦訳 309-10頁]
- 34) *ibid.*, pp. 421-426. [邦訳, 310-13頁]
- 35) *ibid.*, pp. 427-428. [邦訳, 314-15頁]
- 36) *ibid.*, pp. 429-439. [邦訳, 316-22頁]
- 37) *ibid.*, pp. 440-441. [邦訳, 323頁]
- 38) ここでのスミス理解は, とりわけ次の未公開論文に多くを負っている。渡辺恵一「文明社会における統治の経済学」, 富永茂樹編『公共圏と親密圏の弁証法(仮題)』, 京都大学学術出版会, 2015年刊行予定。
- 39) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, eds. by R. Meek, D. Raphael and P. Stein, The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Liberty Fund, 1976, II, intro., vol. 1, pp. 276-278. [水田洋・杉山忠平訳『国富論』2巻, 岩波文庫, 16-18頁]
- 40) *ibid.*, III, chap. 1, vol. 1, pp. 376-380. [邦訳, 183-190頁。]
- 41) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, eds. by A. Macfie and D. Raphael, The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Liberty Fund, 1976, pp. 183-185. [水田洋訳『道徳感情論』下巻, 岩波文庫, 2003年, 22-25頁。]
- 42) 渡辺恵一, 前掲論文を参照。
- 43) Hont, *op. cit.*, p. 389. [邦訳, 288頁]
- 44) アダム・スミス「国富論草稿」, 水田洋訳『法学講義』, 岩波文庫, 2005年所収, 447-8頁。
- 45) Hont, *op. cit.*, p. 418. [邦訳, 308頁]

- 46) 正義論とポリスの原理的区分に注目しつつ、ドゥーガルド・ステュアートの議論を受け継ぐかたちでスミスの議論をフランシス・ベイコンに代表される立法者の科学ないし統治技法の系譜に位置づけた研究として、渡辺恵一「『立法者の科学』としての経済学——アダム・スミスにおける啓蒙と経済学」、田中秀夫編『啓蒙のエピステーメと経済学の生誕』、京都大学学術出版会、2008年。本稿の執筆に際してとりわけ依拠したのが本研究であり、道徳理論でのスミス自身による公益主義（功利主義）からの差別化をその経済学においても妥当させる研究が多いなかで、スミスの決疑論批判に注目し、正義とは区別された公益性ないし公共善を原理とする部門としての経済学という特質をあきらかにした点は出色である（cf. 新村聡『経済学の成立——アダム・スミスと近代自然法学』、お茶の水書房、1994年、247-253頁）。渡辺論文と比較して本稿に多少とも独自の点があるとすれば、ポリスの法だけでなく正義の法それじたいにも公益性の原理から評価されるような水準が存在することをしめした点であろう。渡辺論文はとくに公益性の原理が正義の原理に優越するケースをスミスが認めている点に注目するが、本稿では通常正義の法じたいが同時に統治技法の観点から正当化され、公益性をも実現するとみなされていることに注目する。正常状態の法にかんしても、そこでは正義の原理が公益性の原理に優越していると考えべきではないのである。
- 47) Knud Haakonssen, *The Science of a Legislator: The Natural Jurisprudence of David Hume & Adam Smith*, Cambridge University Press, 1981, pp. 1-3, 95-96. [永井義雄・鈴木信雄・市岡義章訳、ミネルヴァ書房、2001年、13-16, 151頁]
- 48) Haakonssen, *op. cit.*, p. 173. [邦訳、253頁]
- 49) Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, Report of 1762-63, eds. by R. Meek, D. Raphael, and P. Stein, The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Liberty Fund, 1982, p. 86. [水田洋・篠原久・只腰親和・前田俊文訳、名古屋大学出版会、2012年、88頁]
- 50) 「講義の前半部（正義論部門）では初期の時代における抑圧的な政治秩序の不当な（unjust）残滓として批判されていたこれらの制度〔＝長子相続権や限嗣相続制〕は、いまや、農業の進歩を阻害して「公共の利益（public interest）を大きく損なう」として批判されたのである。他の場合と同じくこの例では、「正義」と「ポリス」とに適用された「法と統治の原理」は、実定法の同一の部分の評価するための相互補完的な二つのフレームワークを提供していた」（David Lieberman, “Adam Smith on Justice, Rights, and Law,” in Knud Haakonssen ed., *The Cambridge Companion to Adam Smith*, Cambridge University Press, 2006, p. 238）。
- 51) この意味で、正義と便宜の区別は、対象となる法や政策の妥当性を判断するパースペクティブ上の区別として理解されるべきであって、この原理上の区別は「それぞれが単一で別個の社会的徳にもとづいて相互排他的に形づくられたような、二つの分離した社会生活の自律的領域をはっきりと分割するものではなかった」と考える必要があろう（*ibid.*, p. 237）。
- 52) P. Rosanvallon, *Le capitalism utopique*, p. 78. [邦訳、99頁。]
- 53) *ibid.*, p. 70. [邦訳、90-91頁]
- 54) ロザンヴァロン自身が参照しているカール・ポランニーによれば、産業革命後に本格的に登場した資本主義の自己調整的市場は、商品交換の支配の下で社会全体の姿をみずからの似せ絵として作り変えてしまわずにはおかないという（野口建彦・栖原学訳『新訳・大転換——市場社会の形成と崩壊』、東洋経済新報社、2009年、2部1章）。このような市場社会の根底にあるユートピアの性格が現実社会とのあいだに生じた軋轢については、ロベール・カステル、前川真行訳『社会問題の変容——賃金労働の年代記』、ナカニシヤ出版、2012年、216-217頁が詳しい。

- 55) Rosanvallon, *op. cit.*, p. 77. [邦訳, 98 頁]
- 56) A. Smith, *The Wealth of Nations*, IV, chap. 2. vol. 1, p. 25. [邦訳, 1 巻, 37 頁]
- 57) Rosanvallon, *op. cit.*, p. 74. [邦訳, 96 頁]
- 58) *ibid.*, pp. 72-73, 104-105. [邦訳, 93-94, 127-128 頁]
- 59) 同様の点をホーコンセンは、スミスの総合的な「立法者の科学」の本質的特徴として指摘している。ミニマルな「正義の規則的施行」を強調するスミスの自然法学の体系は、たかだか行政的な問題をあつかうにすぎないものなどではなく、反対に「それじたい政治的な挑戦であったし、スミスはそれが含意する壮大さについて冷静に把握していた」。というのも、「奴隷制や封建的ないし半封建的諸制度は依然として世界で支配的だったし、人間が正義の法にもとづいて生活しはじめたのもほんの「ヨーロッパの片隅」でのことにすぎなかったし、ここでもそれはごく最近に、しかもたいへん不完全なかたちでなされていただけであった」からである (Haakonssen, *op. cit.*, p. 188. [邦訳, 272 頁])。
- 60) この意味では、スミスは保守主義的な時効の概念を重視することはなかった。ホーコンセンが述べる所では、「強調すべきは、スミスの自然法学体系に古さそれじたいが法に妥当性をあたえるという類の伝統主義の余地は存在しないということである」(*ibid.*, p. 154. [邦訳, 232 頁])。スミスが主張したのは、改革はただ理想と現実のバランスをとりつつ漸進的になされねばならないということであって、現行の社会が徐々にでもむかうべき先は、その歴史社会的な考察によってかなりの程度あきらかであった。その改革の手法や速度についてはスミスは急進的なそれが採られてしまうのを警戒したが、実定法がそれにむけて修正されるべき正義の方向じたいは明確だった。
- 61) Rosanvallon, *op. cit.*, p. iv. [邦訳, 6 頁]
- 62) Rosanvallon, *op. cit.*, p. 61. [邦訳, 80-81 頁]
- 63) この点で、立法者ないし政治家の役割をある種の非常時にとりわけ前景化するものとしてとらえようとしたドナルド・ウィンチの立法者の科学論は、相対化される必要があるだろう。「政治的党争と混乱の時期には、勝利した党の指導者は公共精神をしめすことができ、中庸をもって行為することにより愛国的奉仕をすることができる」(D. ウィンチ, 永井義雄・近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学——歴史方法論的改訂の試み』, ミネルヴァ書房, 1989 年, 192-193 頁)。
- 64) Carl Schmitt, *The Concept of the Political*, trans. by George Schwab, New Brunswick, 1976, pp. 70-72. [長尾龍一編『カール・シュミット著作集 I』所収, 慈学社, 2007 年, 菅野喜八郎訳, 294-295 頁]
- 65) 講義レジュメの以下の箇所に言及がある。Michel Foucault, *Résumé des cours 1970-1982*, Julliard, 1989, p. 114.
- 66) 以下の考察の前提には、統治性 (gouvernementalité) をめぐるミシェル・フーコーの驚くべき仕事がある。ここではとりわけ以下を参照。Michel Foucault, Michel Senellart ed., *Sécurité, territoire, population : Cours au Collège de France (1977-1978)*, Gallimard & Seuil, 2004. [高桑和巳訳『安全・領土・人口』, 筑摩書房, 2007 年。] ここでの論点について、より詳しくは次の拙稿で論じている。上野大樹「「政策論=統治術」としての政治経済学——力の概念と社会科学の再審」, 『総合政策学のための思想研究』, 慶應義塾大学 SFC, 第 1 号 (創刊号), 16-22 頁。
- 67) Hont, *op. cit.*, p. 93. [邦訳, 71 頁]
- 68) よく知られているように、古代ローマでは帝国ないし拡大的共和国としてほとんどの時期に対外戦争を抱えていたために、必要性の政治の論理が、国内政治以上に対外的な安全保障の文脈の

なかで発展を遂げてきた。すなわち、緊急時においては通常の法の支配を一時的に停止して、期限つきで独裁官にインペリウム（最高統治権）を授権するという委任独裁制が彫琢されてきたのである。カール・シュミット、田中浩・原田武雄訳『独裁——近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで』、未来社、1991年を参照。

- 69) 以下も参照。Haakonssen, *op. cit.*, pp. 83-87, 99-104. [邦訳, 135-140, 155-162 頁。]
- 70) 佐伯啓思, 前掲『アダム・スミスの誤算』, 211-213 頁。
- 71) 同, 203-205 頁。
- 72) スミスの考える諸産業の均衡がとれた国民経済とは異なるリカードの経済ヴィジョンについては、佐伯啓思「比較優位の原則」、佐伯啓思・間宮陽介・宮本光晴編著『命題コレクション・経済学』, 筑摩書房, 1990年, 256-261 頁を参照。
- 73) A. Smith, *The Wealth of Nations*, IV, chap. 2. vol. 1, p. 454. [邦訳, 2 巻, 300 頁]
- 74) *ibid.*, vol. 1, p. 456. [邦訳, 2 巻, 303 頁]。この直後に「見えざる手」の語が登場する。
- 75) 佐伯啓思『アダム・スミスの誤算』, 201-211 頁。
- 76) スミスが付加価値率だけでなく労働集約度も農業、製造業、外国商業の順に高いと考えていることは、次の文章から明らかだろう。「ある国の資本が三つの目的のすべてには十分でない場合には、資本のうちで農業に使用される部分の大きいのに比例して、それが国内で活動させる生産的労働の量も大きいだろうし、この資本の使用がその社会の土地と労働の年間生産物に付け加える価値も大きいであろう。農業の次には製造業に使用される資本が、生産労働を活動させ、年生産物に価値を付け加える量が大きい。輸出貿易に使用される資本は、これら三つのうちで最小の効果しかもたない」(A. Smith, *The Wealth of Nations*, II, chap. 5. vol. 1, p. 366. [邦訳, 2 巻, 167 頁])。だが同時に、農業と製造業とで「等量の生産的労働」が雇用されている場合であっても、農業資本は地代の価値分だけより多くの価値を再生産するとスミスは考えている。この点について詳しくは、星野彰男『アダム・スミスの経済理論』, 関東学院大学出版会, 2010年, 71-76 頁を参照。
- 77) A. Smith, *op. cit.*, p. 454. [邦訳, 2 巻, 300 頁]
- 78) 佐伯啓思『アダム・スミスの誤算』, 213-217 頁を参照。
- 79) 佐伯啓思「比較優位の原則」、佐伯・間宮・宮本『命題コレクション・経済学』, 256-261 頁を参照。
- 80) 父ミラボーをはじめとする重農学派やジャック・テュルゴーも、たしかに分業の進展を認識していたが、しかしそれを富の源泉としては位置づけず、あくまで土地に働きかける農業のみが富を生み出すと考えた点でスミスとは異なる。野原慎司『アダム・スミスの近代性の根源——市場はなぜ見出されたのか』, 京都大学学術出版会, 2013年, 226 頁を参照。それによれば、この点の認識の相違こそが、重農学派やテュルゴーの文明社会史の叙述では商業が農業社会の発展の延長に位置づけられるにとどまったのに対し、スミスにあっては商業社会が社会発展の「第四段階」として農業社会から明確に区別されていること背景にあるとされる。
- 81) Rosanvallon, *Le capitalisme utopique*, pp. 97-98. [邦訳, 119-120 頁]
- 82) *ibid.*, p. 96. [邦訳, 119 頁]
- 83) *ibid.*, p. 89. [邦訳, 111 頁]
- 84) *ibid.*, p. 98. [邦訳, 121 頁]
- 85) *ibid.*, p. 90. [邦訳, 112 頁]
- 86) *ibid.*, p. 93. [邦訳, 115 頁]

- 87) *ibid.*, p. 98. [邦訳, 121 頁]
- 88) *ibid.*, pp. 99-101. [邦訳, 122-125 頁]
- 89) *ibid.*, p. 111. [邦訳, 135 頁]
- 90) *ibid.*, p. 94. [邦訳, 116-117 頁]
- 91) *ibid.*, p. 93. [邦訳, 116 頁]
- 92) A. Smith, *The Wealth of Nations*, IV, chap. 5. vol. 1, p. 538. [邦訳, 3 巻, 74 頁]
- 93) Rosanvallon, *op.cit.*, p. 94. [邦訳, 116-117 頁]
- 94) 佐伯啓思『アダム・スミスの誤算』, 216-217 頁。
- 95) 詳しくは次の拙稿を参照。上野大樹「モンテスキューと野蛮化する共和国像——共和主義的「文明」理解の盛衰をめぐる」, 田中秀夫編『野蛮と啓蒙——経済思想史からの接近』, 京都大学学術出版会, 2014 年, 415-421 頁。
- 96) 以下を参照。Pierre Manent, *Cours familier de philosophie politique*, Gallimard, 2005, pp. 143-145.
- 97) 歴史的観点から資本の本源的蓄積にはたした重商主義国家の政策的意義を重視した小林昇にたいして内田義彦がおこなった批判は、当時の市民社会論が同時に科学主義を標榜してもいたことを明白に物語っている。政策の歴史的評価から区別されるべき科学的分析の水準を強調し、あくまで近代経済学を打ち立てた理論書として『国富論』に意義を認めようとする内田は、科学としての経済学が分析の対象とすべき領域を、国家権力の働きから原理的に独立して自律的な論理のうちに展開される市民社会に見定めたのである。この論争につき以下を参照。渡辺恵一「内田・小林論争とアダム・スミス研究」, 『経済学論究』67 巻 2 号, 関西学院大学経済学部研究会, 2013 年。

要 旨

古典派経済学を確立し、それにもとづいて政府の市場介入を否定する徹底した自由放任策を主張した論者としてアダム・スミスをとらえる見方は、こんにち様々な観点から相対化されつつあるが、スミス像の多様化はひとつのイメージを結ばないほどに拡散の傾向を強めている。本稿はまずスミス理解の見直しの動向をいくつかの類型に整理する。そして、スミスの全体構想のなかで狭義の経済学は決して自己完結した体系ではなく、人間本性をめぐる道徳理論や公法学での歴史社会学的考察を前提としたものであったことを指摘する議論とは別に、スミス経済学じたいが実は統治技法ないし立法者の科学として構築されたことを強調するタイプの議論を区別し、後者に焦点をあてる。P. ロザンヴァロンやI. ホントの古典的研究を、この統治技法としての政治哲学の伝統のうちにスミスを位置づけた研究として再解釈し、従来の政治哲学が長きにわたって格闘してきた統治の根本課題を把握しなければ、スミスがその経済学によって解決しようとした問いがどのようなものであったか理解できないということを指摘する。その意味で、スミスの経済学とされるものは現代的な意味での「経済学」ではなく、なによりまず政治哲学として理解されねばならない。そのうえで、スミスの試みが同時にその政治哲学の伝統を大幅に刷新するものであったことも銘記する必要がある。社会の総体を「市場社会」として再描写することによって、社会介入という伝統的な政治の手法に拠らずとも、社会全体の分業の進展によって全般的富裕が達成されてよく秩序だった社会は自生的に形成されることを、スミスはあきらかにしたのである。また、社会的分業が作為的な介入を受けずに自然な順序に従って進んでいくならば、国内的には農工商の均衡のとれた安定的な国民経済が実現するとともに、国際商業も重商主義者が考えるようなゼロサム・ゲームの下での苛烈な国際競争であることをやめ、国内商業の延長に全般的富裕を可能にするような「穏和な商業」が出現するとスミスは見通した。政治的境界に規定されない可変的な国民経済は、それぞれが市場を拡大するなかでやがて非政治的に統合された帝国を現出させるというのが、スミスの「ユートピア的資本主義」のヴィジョンであった。

キーワード：ユートピア的資本主義、統治の技法、立法者の科学、公民的人文主義、穏和な商業

Summary

Adam Smith, a father of modern economics, had been considered to be a radical liberalist, who criticized the government's intervention in the free market according to the idea of *laissez-faireism*; this type of image has gradually changed especially in the field of intellectual history, although this academic trend is often thought to result in too much diversification of the interpretation of Adam Smith. Firstly this paper classifies a great many new interpretations into several categories, which include a view that emphasizes he taught and studied ethics as a moral philosopher, and another view that his economic liberalism cannot work well without his study of historical sociology. Apart from these interpretations which focus on different aspects of Smith from one as an economist, there could be distinguished another understanding that his economic theory in itself was not a simply objective science of economy but, in fact, the art of government or the science of a legislator. Some important studies by Pierre Rosanvallon or by Istovan Hont can be reinterpreted as this type of understanding. From their perspective, Smith's theory should be, above all, situated in the long tradition of political philosophy, rather than on the starting point of modern economic science. Moreover, it is this point of view that enables us to understand what is so radical and almost 'revolutionary' with Adam Smith in the Western intellectual tradition.

Keywords: Utopian Capitalism, Art of Government, Science of a Legislator, Civic Humanism, *doux commerce*